

第七十二回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録
第十六号

昭和四十九年三月十九日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君

理事 中村 弘海君

理事 村田敬次郎君

理事 山本弥之助君

理事 愛野興一郎君

理事 龜山 孝一君

理事 住 榮作君

理事 武藤 嘉文君

理事 岩垂壽喜男君

理事 多田 光雄君

理事 小川新一郎君

理事 折小野良一君

出席政府委員

自治政務次官

自治大臣官房審

議官

自治省税務局長

委員外の出席者

経済企画庁物価

局物価調整課長

大蔵省主税局総

務課長

大蔵省主税局税

制第三課長

通商産業省産業

政策局企業行動

課長

資源エネルギー

庁公益事業部業

務課長

運輸省自動車局

業務部長

自治大臣官房審

議官

地方行政委員会
調査室長 日原 正雄君

三月十八日

地方議会議員の共済給付金制度改善に関する請願(吉田法晴君紹介)(第二七六八号)
は本委員会に付託された。

三月十八日

地方財政確立に関する陳情書外四件(栃木県議會議長小池知明外四名)(第二二五号)
地方公務員共済年金及び恩給等の改善に関する陳情書(栃木県議會議長小池知明)(第二二六号)
地方公務員共済旧制度適用者の年金最低保障額引上げに関する陳情書(宇都宮市瑞田町三五七関東ブロック市町村職員年金者連盟協議会長長野口信一)(第二二七号)
宅地等の固定資産税等非課税措置に関する陳情書(苦小牧市議會議長本間敏幸)(第二二八号)
宅地等の固定資産評価替えに伴う税負担の軽減並びに市町村の不足財源補てんに関する陳情書(兵庫県議會議長岩谷源治)(第二二九号)
地方公共団体の超過負担解消に関する陳情書外十二件(京都府議會議長那須亮二外十二名)(第二三〇号)
地方公共団体の健全経営に関する陳情書(鹿児島市議會議長酒匂俊一)(第二三二一号)
地方公共団体の公共事業遅延防止に関する陳情書(鹿児島市議會議長酒匂俊一)(第二三三二号)
東京都特別区の区長公選に関する陳情書外九件(東京都台東区議會議長代田治男外九名)(第二三三三号)
電気に対する消費税撤廃に関する陳情書外九件(東京都渋谷区神南一の一〇一〇渋谷地区電力協会長秋山延郎外二十三名)(第二三四号)

本日

人口急増都市に対する財政措置に関する陳情書(宇治市議會議長池本正夫)(第二三五号)
地方事務官制度の廃止に関する陳情書外一件(栃木県議會議長小池知明外一名)(第二三六号)
自動車運転免許制度改正に関する陳情書(石川県石川郡鶴米町議會議長中野秀雄)(第二三七号)
広域市町村圏振興整備事業費補助対象事業の拡大等に関する陳情書(全国市長会中国支部長下関市長井川克巳)(第二三八号)
は本委員会に参考送付された。

本日

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○伊能委員長 これより会議を開きます。
内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許します。岩垂壽喜男君。

○岩垂委員 最初にお尋ねをしたいと思います。私が言うまでもないことなんですけれども、インフレーション、とりわけ大企業製品のいわゆる石油危機に名をかりた物価のつり上げというものが、日本経済及び国民生活に重大な影響を及ぼしていることはもう言うまでもないことであります。そこでは富めるものがますます大きな利益を蓄積をし、一方で貧しい人たちが命と暮らしを切り詰める以外にその手段がないという現実が迫り結められていることも、これはもう周知の事実であります。

このような貧富の差といましますと、社会的な不公平の拡大にあたって、税の公平の原則とい

いましようか、いわゆる税の上での民主主義の貫徹をするためには、税制のあり方について基本的な問い直しがいま求められているような気がしてならぬのであります。とりわけ、昨年来のパニックといわれる状況は、その事実をもっと切実なものにしているように思うのでありますけれども、この点について政府はどんな認識を持っておられるか。そして同時に、今後の税制改革へのいわば展望といましようか、腹づもりとでもいいましようか、そういうものをぜひこの機会にお聞かせをいただきたいと思います。

○西野説明員 いま岩垂委員から御指摘がありましたように、物価動向が現在のような状況であります場合には、その物価の騰貴に伴いまして、国民各階層間の所得分配につきまして税負担の不公平化が進行するおそれ強いではないかというところでございますが、その御指摘のとおりでございます。まして、今回の税制改正にあたりましては、このような税負担の不正を是正する、矯正するという目的を達成するために、事情の許す限りにおきまして所得税負担の軽減、適正化をはかるべきであるという見地に立ちまして、大幅な所得税減税の実施に踏み切った次第であります。それによりまして、バランスのとれた国民負担の軽減、適正化をはかるという配慮をいたしたところでございます。

なお、来年度におきまして、所得税の減税とあわせて、法人税率の引き上げ、印紙税、自動車関係諸税の負担の増加をはかるということ、また少額貯蓄非課税限度額の引き上げ等、個人貯蓄の奨励のための措置を講ずるというようなことによりまして、景気に対する影響につきまして配慮いたしておるところでございます。

○岩垂委員 いまの大蔵省の答弁があるわけですが、インフレーションの影響ということだ

けではなくて、日本の経済構造の転換といわれる課題、とりわけ資源消費型産業構造の転換という問題が石油危機以来かなり普遍的になっておりまし、それがもはや緊急な課題になっていることも論をまつまでもないところであります。また、石油の価格が引き上げられまして、こうした外的な条件によつても日本経済の質的な構造転換といわれる問題が余儀なくされていると思ひますが、政府は、このような非常に下流スティックな状況に対応するために、税制面でどのような手段を考えていらっしゃるか。いまの景気変動ということだけでは、もつと産業構造の転換を自覚した税制のあり方というものについて御用意があるならば承つておきたいと思ひのであります。

○西野説明員 ただいま先生から御指摘のございました問題につきまして、政府といたしまして、単に四十九年度ばかりでなく、四十八年度、またその前から、政策の方向をどういう方向に求めるかという点につきまして、やはり福祉社会の実現という方向を指向いたしておりました。その場合に、わが国の産業政策全般にわたつて、その方向転換をはかる必要があるのじやないかということと検討いたしているところでございます。

四十八年度におきましては、福祉社会の実現と対外収支の均衡という大きな課題を目標といたしまして、産業助成策につきまして基本的な見直しを行なつておりました。輸出振興税制などにつきまして、四十六年、四十七年にほとんど整理されたところでありまして、それをさらに進める。また、重要産業用合理化機械の特別償却などの産業助成措置の改廃、合理化を行なうというような措置を進めてきております。

福祉対策という点で税制上特別な措置を活用すべきではないかという御意見もあるわけでございますが、税制上の措置の効果という点につきましては、課税最低限以下の低所得層に及ばないという基本的な制約も留意しなければならぬ。したが、いまして、低所得層において特にその必要性が強く求められております福祉対策の展開という点

につきましては、歳出面の施策が中心になるのではないかと。税制上の措置は、これらの歳出面の施策と組み合わされた上で実施されるべきであり、有効に補完していくべきではないかというふうに考へておりました。四十九年度の税制改正におきましては、資源節約等の見地も含めまして、自動車関係諸税の増税、また特別措置につきましては縮減、廃止をする中にあるのでございまして、けれども、廃棄物再生利用設備につきまして特別償却を認めるというような措置によりまして、税制面においても資源節約のための配慮も行なつていく次第でございます。

○岩垂委員 この際指摘をしておかなければならないのは、日本の大企業が欧米のそれと比較して税負担が非常に低いということだろうと思ひのであります。これは今回の法人税の四〇％への引き上げによつても、実際の税負担は実効税率より低いと考へるわけですが、その辺の数字をぜひお示しいただきたいと思ひのであります。

○西野説明員 企業の税負担について国際比較を行なうという点につきましては、課税標準その他なかなかはっきりしたものをつかみにくい面もございまして、そういう点で困難はございまして、所得に対する課税という点に限定しまして見てまいりますと、まず、わが国におきましては、いまお話をございしましたが、四十九年度の税制改正におきまして、法人税の基本税率を現行の三六・七五％から四〇％に、配当課税率を二六％から三〇％に引き上げることになります。また法人住民税の税率を一四・七％から一七・三％に引き上げることになります。これをいまして、この結果、法人税、法人住民税、法人事業税を合わせた法人のいわゆる実効負担水準と申しますのは四九・五〇程度となるわけでございます。

それに対しまして諸外国の実効負担水準でございますが、アメリカは五二・六八％、イギリスは四〇％、この四〇％は来年度の改正で五〇％に引き上げられるということが予定されております。西ドイツは四九・〇五％、フランス五〇％と

いう状況でございます。

わが国の法人企業の負担水準はこのような数字と比較しまして、国際的に見てもおおむね妥当な水準になるのではないかと考へておる次第でございます。

○岩垂委員 これは、計算の基礎についていろいろな見方や考へ方が成り立つと思ひますから後ほど質問をしたいと思ひますが、日本の大企業の高度経済成長政策、とりわけ一九五八年以降のこの高度経済成長政策というものをささえたものを歴史的に分析をしてみますと、一つはやはり、何だ、かんだいしても日本の低賃金だろうと思ひのであります。とりわけ労働分配率が欧米諸国と比べても半分以下というふうな低賃金の実態があることを無視することはできません。それに加えて、いわゆる消費的な公共投資というものを押えて、そして生産本位の、企業本位の投資への財政の集中というものがあつたことも事実だと思ひのであります。その中から、いうところの技術革新や設備投資というものが非常に画期的な規模で展開をされてきたということも、これはもう周知の事実であります。

これらの中で、これと関連をしてなんでありますが、大企業のための税の優遇策というものが有力に存在をしていたということもいかなぬ事実だろうと思ひのであります。その大企業に対する税の優遇策というふうなものを、歴史的に振り返つてみてどのように大蔵省は考へていらつしたか、この辺について歴史的な経過を踏まえて御答弁をいただきたいと思ひます。

○西野説明員 ただいまの産業助成政策と申しますか、日本の経済の国際競争力を強めるという意味で特別措置が講じられていたわけでございます。この特別措置につきましては、一定の政策目的を達成するために、税制において誘引的なもの、抑止的な機能、そういうふうなものを活用して、こういう趣旨のものでございまして、とかくこの措置というものが慢性化するとか不特定化するとかいう傾向がございまして、この見直し

を常に行なうべきだといふ指摘もすでに行なわれているところでございます。この点につきまして、政府といたしましては極力そういうふうなことのないように努力していつているところでございます。

最近におきましても、大企業向けの特別措置の整理ということについては努力をいたしておりました。四十七年度におきましては輸出振興税制のほとんどすべてを整理いたしております。割増し償却制度を全廃するとか技術等海外所得の特別控除を半減するとかいうような措置を講じております。それから四十八年度におきましては、重要産業用合理化機械の特別償却制度等を廃止するという措置も講じておりました。大企業に対する租税特別措置の減収見込み額でございますが、四十九年度では約四百億円ということでございます。特別措置による減収見込み額五千二百億円の一〇％程度に圧縮されていつている状況でございます。

○岩垂委員 ここであらためて、私は今日の段階における租税特別措置の目的を大まかに伺つておきたいと思ひのであります。

いま御答弁がございましたけれども、いろいろな形で大企業優先の、特に輸出を中心とする助成措置を削減してきたという経過は理解ができません。これはないのでありますけれども、しかし、やはり依然として租税特別措置の目的というものは今日の状況にマッチしていないというふうに思われますので、それに関連をして、あらためて租税特別措置の目的をこの時点でどのようにとらえていらっしゃるか、承りたいと思ひます。

○西野説明員 租税特別措置の目標につきましては、そのときにおきます環境、また経済の実態等を考慮いたしまして検討されているところでございますが、これを大きなグループ別と申しますか、分類させていただきますと、貯蓄の奨励というところあるいは環境改善とか地域開発の促進、また資源開発の促進、技術の振興、設備の近代化であるとか内部留保の充実、企業体質の強化その

他に、大まかに分類できるかと思ひます。

○岩垂委員 いま大ワクで、ここに書いてある事項別の分類でお答えをいただいたわけでありますが、私は、この租税特別措置法のいわばたまえというものを私なりに判断をしてみますと、特定の中小企業あるいは中小所得者に特恵を与えるものというものは、この項目の中で、たとえば中小企業者の機械の特別償却あるいは青色申告控除、みなし法人課税、それから中小企業の貸倒引当金の特例、それから社会保険診療報酬の所得計算の特例などを除けば、主として大企業本位の特別措置であるというふうに考えますけれども、この点について見解を承っておきたいと思ひるのであります。

○西野説明員 租税特別措置による減収見込み額の総額が五千二百億でございまして、大企業につきましては四十九年度で約四百億という内容でございまして。

○岩垂委員 その四百億というやつは積算の基礎を少し教えていただきたいと思ひるのであります。

○西野説明員 まことに申しわけございせんが、いま手元に内訳がございせんので……

○岩垂委員 後ほどそれはぜひ私は示していただきたいと思ひます。何が企業中心であり、何が中小企業だということの分け方が非常にあいまいなものであります。だから、それをやはりはっきりさせておきたいと思ひますので、後ほど、委員長、それは資料で要求をいたしたいと思ひます。

いま御指摘をいただきましたけれども、租税特別措置の目的というのは、さきから私が御質問申し上げましたように、日本経済の構造転換の必要に沿って根本的に見直さなければならぬということ、もうすでに政府も認め合っているところでありまして、そこで、いままでの、つまり四十八年の努力というものを、それから新しい年度に向けての努力というものをさらに引き続いて、どんな見通しでこの租税特別措置のたてまえをやめていくか、廃止していくかというプログラムをお持ち

でございまして、ぜひ示していただきたいと思ひます。

○西野説明員 租税特別措置と申しますのは、先ほども触れたところでございましてけれども、それぞれの個々の政策目的というものと税制の基本的な原則という調和させていくかという基本的な観点から考えるべき問題であると思ひますが、それぞれの政策目的が達成されるということと、ごいました場合には、すみやかにこれをやめていくという方向で検討しているところでございまして。

○岩垂委員 政府試算で、租税特別措置法によるところの五千二百億のうち四百億が大企業だということですが、このうちの法人に対する特別措置の減収額はどのくらいになりますでしょうか。

○西野説明員 法人税の減収見込み額は約六百億でございまして。

○岩垂委員 これは自治省に伺いたいのですけれども、初めてきょう資料を発表されたわけですが、四十九年度の地方財政に対して租税特別措置はどんな金額の減収を来しているかという数字について、いま御説明をいただきたいと思ひます。いま資料を受けましたけれども、これは初めての資料でありますので、承りたい。

○首藤政府委員 四十九年度の租税特別措置による減収見込み、やつと算定ができましたのでお手元にお届けをいたしましたのであります。

国の租税特別措置に伴います地方税の減収分が千四百四億、それから地方税法の独自の規定によりますものが二十九億、合計をいたしまして三千四百九十四億、約三千五百億、このような結果に現在推定をいたしております。

○岩垂委員 いまお示しをいただいた数字というのは、これは国の減収見込みも含めてであります。厳格に租税特別措置法によるところのものだけだろと思うのであります。しかもそれは、さう言っちゃ何ですけれども、大蔵省のデータを引き写したものだといわざるを得ない。これに対して私は実質的な租税特別措置をあげないわけにはいかぬのであります。たとえば、支払い配当課課

措置であるとか、受け取り配当益金不算入であるとか、交際費であるとか、寄付金であるとか、貸倒引当金であるとか、あるいは退職引当金であるとかいう、法人関係だけでもこれらの実質的な租税特別措置をあげざるを得ません。

そこで、四十九年度の減収試算というのはすぐは出ないと思ひますので、これは後ほどぜひこの資料をいただきたいと思ひますが、四十八年度の国税、地方税、地方交付税の減収見込みの金額をぜひお教えをいただきたいと思ひますのであります。

○首藤政府委員 ただいま手元に交付税関係の資料はちよつと持っておりませんので、後ほど計算をいたしてお届けをいたしますが、四十八年度の減収見込み額は、国の租税特別措置によりますものが千二百七十四億、それから地方税法の規定によりますものが千九百六十八億、合計三千二百四十二億、このように考えておいた次第でございまして。

○岩垂委員 次に、寄付金や交際費のうちに損金として認められている金額を、四十七年の決算はもう終わっていますから決算額、それから四十八年の推計、これはもういつもジャーナリズムで問題にされているわけですが、その数字をお示しをいただきたいと思ひます。特に四十八年の推計がございましてお教えをいただきたいと思ひます。

○西野説明員 四十七年の実績でございまして、寄付金の支出額が七百一十一億七千六百万円でございまして、うち損金不算入額が百四十億五千九百万円でございまして。

○岩垂委員 交際費。

○西野説明員 交際費の支出額は一兆二千五百五十八億四千百万円でございまして。損金不算入額が三千八百八十五億八千二百万円でございまして。

○岩垂委員 この寄付金や交際費の損金として認められている金額は、政府の資料によりまして、資本金のランク別に見ますならば、一億円以上の企業の寄付金が、一九七〇年の資料であります

すが、八五・六割、これが寄付金であります。この寄付金の中にはむしろ政治献金その他が含まれているわけでありまして、この資本金別の寄付金並びに交際費の金額がいま資料にはございせんか。これをぜひ、四十七年の資料をお示しをいただきたいと思ひます。

○西野説明員 四十六年度の数字で申し上げます。一億円以下の交際費の額が七千三百三十二億円、資本金一億円以上百億円未満が二千三百三十三億円、資本金百億円以上が千五億円でございまして。

○岩垂委員 パーセントをちよつと教えてください。

○西野説明員 ちよつと構成比は出しておりません。

○岩垂委員 わかりました。それじゃ交際費のほうも教えてください。いまは寄付金ですね。

○西野説明員 いまは交際費でございまして。

○岩垂委員 寄付金。

○西野説明員 ちよつと寄付金は計算いたしておりませんが……

○岩垂委員 この機会にあらためてお尋ねをしたのですが、いま私が申し上げたような数字を一つ一つとらえてみても、この租税特別措置法というのは、どちらかといえば大企業に非常に有利な、そういう税制体系というものになっているというところを否定することはできないと思ひます。この租税特別措置法にはいろんな見解があります。たとえば、それを全廃をするというところになれば、中小企業が得ているメリットがどうなるかというふうな議論があるわけでありまして。しかし、先ほどから議論をいただいておりますように、あるいは御答弁をいただいているように、この租税特別措置法というものは日本の経済発展という、そういう歴史的な過程の中で、とりわけ大企業に対して傾斜的な利益をもたらしてきたものであることは事実なのであります。そういう意味では、租税特別措置法というものを原則的に廃止していく。そしてその上で救済すべき措置と

いうのは別の形で考慮すべきである。そういう情勢が今日の情勢ではないかというふうに思いますが、けれども、この辺について大蔵省の指導的見解をぜひ詳細に承っておきたいと思う。

○西野説明員 ます、交際費の損金不算入でございしますが、これは企業の冗費を抑制するという目的で設けられているものでございまして、したがって、この特別措置によりまして交際費の否認されている割合でございしますが、資本金一億円以下につきましては一五・五%でございします。資本金一億円以上百億円未満につきましては五・六%、資本金百億円以上五五・九%という内容でございします。この損金不算入の措置につきましては、一年につき四百万円と資本金等の金額の千分の二・五というのを控除したものに不算入割合をもとにして計算されるわけでございしますが、この不算入の規定につきましては、四十八年度では損金不算入割合を七〇%から七五%に引き上げております。さらに四十九年度の改正にあたりまして、千分の二・五を千分の一に圧縮するというところで冗費の支出抑制をはかりたいというところでやっております。これは一つの例でございしますけれども、特別措置のあり方につきましては、その目的をより充実するために措置を講じているものもありますし、また優遇措置の内容につきましては、その目的を達成したかどうかという状況を見きわめながら、すみやかにそれを廃止していく方向で考えております。

○岩垂委員 もう一べん議論を戻して、交際費のことを議論をしてみたいと思うのですが、いまお話しした経過を言ってみますと、どうも中小企業も、交際費の中には私的消費が紛れられているのではないかと意味に受け取れるような、大企業だけではなくて中小企業もそんな感じというふうにお考えになっているような感じがするわけですが、そういうことはございせんか。

○西野説明員 ただいま不算入措置によりまして否認されている割合を申し上げたところでございまして、中小企業を特に云々というようなことは

ございせん。

○岩垂委員 いま御答弁をいただいたわけですが、けれども、現実には中小企業が交際費をたくさん使わせているという事実もあると思うのです。たとえば大企業から接待や贈答や、リベートみたいな形で半ば強制されている部分も実は少なくないと思うのであります。そういう点を大蔵省はどのように考えていらっしゃるか、承りたいと思ひます。

それからもう一つは、寄付金についても、たとえばの話ですが、その四分の三程度を損金として認めない、あるいは交際費についても、資本金一億円以上の企業に対してはその三分の二とか、あるいは同じく一億円未満の企業に対しては半分を損金としては認めないというふうに直していけば、法人税については実には相当の金額の収入を見込めると私は思うのであります。そういうふうに、この交際費あるいは寄付金の扱いについて、いまのあり方をそういう形で是正をしていくお考えはないかどうか、承っておきたいと思ひます。

○西野説明員 いまの交際費の否認割合と申しましたのは、たとえば百万円支出しました場合に一五・五%が否認されまして、残りの八四・五%は経費として認められるというものでございします。ですから、そういう意味では中小企業のほうが経費として認められている割合が高いという内容でございします。

○岩垂委員 いまの租税特別措置というものが地方に与える影響というものは、いま資料をいただきましたように、非常に大きいものがあります。特にこれは大都市などの税源の上で非常に大きなマイナスをもたらしていると思うのであります。たとえば東京都あるいは大阪などの財政に与えている影響というようなのを自治省は試算したことがございしますか。

○首藤政府委員 四十八年度の非課税措置によりまして減収額につきまして一応試算をしてみましたところでございますが、これは的確にはわかりかねますのでいろいろな推計が入っておりますけれども、

も、概算申し上げますと、東京都におきましては、部分で大体百七十億見当、百七十一億ぐらいになるかと思ひます。それから特別区分で三百四十三億程度。それから大阪の場合でございしますと、大阪府分で九十一億程度。それから大阪府分で百七億程度。そのくらいの影響に、これは国の特別措置及び地方税法合せてでございしますが、そのくらいの額になっているのではないかと思ひております。

○岩垂委員 いま御指摘をいただいたように、租税特別措置というのは地方に非常に大きな影響を及ぼしていると思ひます。しかし考えてみれば、いま大蔵省からも御答弁をいただいたように、これはあくまでも国の政策目的であらうと私は思うのであります。かねてから自治省は、この租税特別措置法によるところの国税の影響を遮断するということを御主張なすっておられました。また地方制度調査会などもこのことはかねてから指摘をされてきたところでありまして、自治省は本気でこの実態を調査して、その努力をしながらというふうにとどうも思われたい、少しのんびりしていらっしゃるのじゃないかという感じがしてならないのであります。

そこであらためて伺いたいことは、自治省は今後この国税の影響の遮断について具体的にどのような措置をとろうとしていらっしゃるのか。特に地方制度調査会のいわば自治省の姿勢ともいわれるものであらうと思ひますが、承っておきたいと思ひます。

それから、これは自治省が実態を調査しやすいように、自治省がこういう問題の実態を調査することができるよう、自治省はやはり指導することとが私は必要ではないかと思ひます。つまり、自治省がそういうきちんとしたデータを持ち得れば、地域住民とともにそれらの現実を世論に訴えていくことも可能なんでありまして、そういう点で、この二つの点について自治省がどのようにこれから努力をなさっていくか、その見解を承りたいと思ひます。

○首藤政府委員 ただいま御指摘をいただきましたように、この租税特別措置は地方税における場合と国税における場合と非常に考え方が違ふと思ひますので、地方税においてはできる限り国税の影響を遮断をしていくという考え方をとり、またそのような措置について努力をしておるつもりでございします。たとえば申し上げますと、ことしの場合は重要産業用の機械でございしますとあるいは電気関係、そういったものについての遮断ないし廃止といったようなことも行なつたわけでございます。今後ともこの努力は続けてまいりたいと思ひますが、この租税特別措置が、先ほどからお話しがございましたように、輸出振興あるいは産業基盤の育成、そういったような面にわたっておりますものについてはできる限りこれを回避をし、またその効果のある程度整つたものから廃止をしていく、こういう考え方で洗いかえをつとめてみたいと思ひておる次第でございします。

それから各地方団体におきます影響でございしますが、これは御説のように、私どももいたしましても、各団体ごとどの程度の影響になつておるか、またそれがなくなればどういふ状況になるのかといったような検討も十分していただき、また御連絡もいただながら、ともに協力をしてこの縮小について努力してまいる所存でございします。

○岩垂委員 たとえば国には、有価証券報告書による公開であるとか、あるいは法人税法や所得税法、これは所得税法では二百三十三条の申告書の公示、あるいは法人税法でも申告書の公示が百五十二条ですか、あるわけでありまして。しかし地方段階でもこういういわゆる公開とも言ひましようか、そういう問題をもうすべ段階ではないだろうか。特に法人税や所得税の申告者を地方自治体が調べることが事実上できなくなつてくる制度というか、そういう慣例があるわけでありまして、もつと自治体に、調査というものを自由にする、そういう保証を与えるべきではないだろうか。これは税法上の問題であります。この点についてぜひ見解を、これは大蔵省でけっこうであ

りますが、承っておきたいと思ひます。

○西野説明員 ただいま先生のおっしゃいました申告書の公示の制度並びに調査の連携という問題でございすけれども、国と地方との間でどのようにならねばならないかと思ひます。所得税、法人税につきましても、地方税のほうで調査が進められる場合には、地方税のほうにおきましてはそれによつていく。また地方独自で調査対象にされているものにつきましても地方のほうで担当する。なお両方の対象になる分野につきましても、地方のほうで調査なりあるいはお調べをいただくことがより効率がよいという分野につきましても、両方協議いたしまして地方のほうで担当していただく、その結果に基づいて国のほうで課税措置をするというような連携をとつてやつていこうと思ひます。

○岩垂委員 そうすれば、自治体が国税の申告書を調べるなどについて制限をすることはないというふうに承つておいてよろしいですか。

○西野説明員 地方におきましても質問検査をするという権限はあるわけでございまして、ただいま申し上げましたようなことで、効率的な行政という点で、国の調査に基づいたほうが効率がよいという分野につきましても税務署のほうへおいていただく、その結果を見ていただくというふうにございす。

○岩垂委員 私がそれを言うのは、秘密を守る義務というものが硬直的に使われておりまして、現実には大企業やあるいは資産所得者を擁護するということになつていけるからあるわけであります。これは通達もそうなつていけるように私どもは理解をしていくわけですが、そういうことがないようには御努力をいたたく約束をいただくというふうな理解してよろしいですか。

○西野説明員 ただいまの点につきましては、地方税法の七十二条の五十九によりまして、法人税、所得税、道府県民税に関する書類の供覧等というふうな規定もございまして、その辺の連携につ

つきましては、法律上も手当てがされております。制限するようなことはやつていないというところでございす。

○岩垂委員 これは大蔵省に承りたいのですが、先日の新聞に、東京都の大企業に対する、大企業といふまじやうか、「昭和四十六年度全国分・資本金別法人の税負担率調査」というのが毎日新聞に大きく出されていけるわけであります。これについてどうお考えになつていらつしやるか、一点伺つておいてから質問に入りたいと思ひます。

○西野説明員 東京都の調べによる資本金階級別法人の税負担率につきましては、その計算過程において幾多の問題があるというふうな考へております。

○岩垂委員 計算方法について幾つかの問題があると思ひます。その計算方法のどういふ計算方法について問題があるか、その点について立ち入つたお答えをいただきたいと思います。

○西野説明員 法人税額でございすけれども、この法人税額には、外国税額とか利子配当の源泉徴収所得税額等を差し引いたあとの納付税額で計算されている点が第一点でございす。それから受け取り配当や貸倒引当金、退職給付引当金が増算されておりますけれども、これは租税特別措置ではないという点が第二点でございす。それから第三点といたしましては特別償却でございす。これが耐用年数が経過しますと普通償却額から取り戻しが行なわれるという点が考慮されてい

ないというところでございす。

○岩垂委員 たとえば、この資料の基礎になるものは、国税庁発行の「法人企業の実態」昭和四十六年を基礎にしているわけであります。これは、いまおっしゃつたように、たとえば貸し倒れ準備金とかその他のものが租税特別措置ではないのにさうなつていけるというわけであります。これは、従来税制調査会の資料を拝見しても、その中に、まあ純粋な意味の租税特別措置ではないのですけれども、大法人の繰上所得と特別措置利用によるところの課税所得との比較などの表の中にははつきり

全部入つていけるのですよ。大蔵省がつくつた資料の中に入つていけるのですよ。だから、それを自分の資料の中に入れても、東京都が入れたものはいけません、こういう論理というものはどうも詭弁だと私は思うのですが、その点について承りたい。

○西野説明員 ただいま申し上げましたのは、企業計算におきまして負債性引当金とされていける内容のものでございすので、負担の比較を行なうという際には除外して計算すべきではないかというところでございす。

○岩垂委員 これは、大蔵省で税制調査会に出した資料の中にも、中小とそれから大企業との間の負担のいわばバランスを見る場合にも入つていけるのです。ですから、ここだけ抜かして、それが入つていけるのはおかしいというの、これは変な理論だと思ふのですが、それはともかくとして、とにかく高木主税局長が毎日新聞のそれに対してい

ば答弁をしております。

それで、ここであらためて申し上げますけれども、法人三税の税負担率というものは資本金百万円未満の零細企業が三八・〇六％と最も低く、以下資本金がふえるにつれて税負担率が高くなつていける。しかし、そのピークは資本金一千万円以上五千万円までの五〇・八〇％で、あとは資本金がふえるにつれて税負担率は逆に低くなつていける。資本金百億円以上の大企業ともなると税負担率は四四・二三％へと下がり、資本金百万円以上五百万円までの小企業の四五・一九％より低くなつていける。このデータがあるわけであります。つまり、大企業は法人三税の上でたいへん優遇をされていけるという傾向がここに示されていけるわけです。

この数字は言うまでもなく大蔵省のデータ、とりわけ「法人企業の実態」という、大蔵省でなくとも国税庁が発行した資料に基づいて計算を行なつたわけであります。この数字自体には間違いはないというふうにお考えになりますか。

○渡辺説明員 東京都の数字というのは実は私もまだ入手していないわけにございす。単に新聞紙上で見ておるというだけでございすので、この数字がほんとうに正確な数字であるかどうかというところはこの場でははつきりしたお答えはい

たしかねるわけにございす。

ただ、主税局長の答弁というものが新聞に載つておりますが、これは実は夜おそく、深夜、こういう数字が出たといつて電話がかつてきたわけにございす。主税局長は具体的なデータもないんで、ただ聞いた感じではその数字はかなり実態と違ふなというところ、こういう答弁が出たのだらうと思ひます。全体、新聞に出た限りで見ますと、税額は納付税額をとつておるわけでありまして、実際の算出税額ではない。その納付税額を基礎にさらに法人の住民税を計算しておるというふうなことでございまして、これはかなり実態とかけ離れておるのではないかと感じます。

なお、主税局長として、企業の資本金階級別の負担はどうなつておるかという数字を実は昨年大蔵委員会に提出してございす。その数字なり、あるいは主税局長が昨年「東洋経済」に、いろいろこういう問題、混乱があるので、共通のベースで、共通の土俵でこういうものは議論をしなければいかぬではないかという一文を掲載しておられますが、それもあまり参考にしておられないような感じの数字でございす。したがつて、どうも私も私としては、いまこれをどうこうという批判は差し控えますが、かなり実態とはかけ離れた数字ではないかという感じを持つておるわけにございす。

○岩垂委員 私はききよう質問をするといつて通告をしておいたのですが、まだデータが入つてないというの、またたいへん困つたことだと思ふのです。前もって質問の内容をお知らせをしたわけですから、できれば東京都から資料を取り寄せ、そしてそれはそれとして、こんな機会なんですから、大蔵省としてはこの数字をどう思うという見解をやはり示してほしいと思ふのでありま

全文が載っているわけではないので、あるいはニ・ア・スが強調されているのかもしれないが、それにしても、たとえば都が出している数字というのはその一面を誇張し過ぎたオーバーなもので、われわれはそんなことでは驚かないというように言い方をしているのです。これは新聞の記事の扱いの中でおそらくそうインテキなことをいっているとは思わないのであります。そういう形ではなしに、共通の土俵というならば共通の土俵をどうつくっていくかという努力をこころしなといいかぬと思うのであります。それについてぜひもう一ぺん見解をお聞かせ願いたいと思ひます。

○渡辺説明員 実は、電話がかかってきましたときに私も主税局長のそばにおったのでございますが、この新聞に書いてあるようなことは聞いていないわけでございます。議論にはいつでも応じますというふうな感じの答弁をしたと私は記憶しております。

それから、共通の土俵を持ちたいということ、われわれもそういうことを強く望んでおるわけでございます。去年「東洋経済」に高木局長が出した文章でもそういうことを述べておるわけでございます。ちょっとそこを讀んでみますと、「法人の実効税負担を求めるとの推計が種々行なわれていることは、まことに結構であるが、その前提についての意思統一がないと、種々、論議の紛糾をきたすことになる。いずれにせよ、法人の実効税負担について近似値の算定を試みることは、私どもの当然の義務と考えて、やったのであるというふうなことを言っておりまして、私どもとしてもできるだけそういう実態に近づきたいということはもちろん望んでおるわけでございます。

○岩垂委員 高木さんの談話、そばにいらっしやうです。それから、おわかりだろうと思うのですが、ある程度の負担率は浮き彫りにされているというところをお認めになっております。数字自体に間違いはなからうけれども、数字の上のことで、

実態を正確にとらえたものではないとおっしゃっておられるわけでありまして、つまり、数字自身は間違いないというふうにお考えになっている。その上に立つて、われわれとしてもいまの状態が最善とは思っていないのだ、ちゃんと大企業の方からより多くの税金を徴収するように、取りたいと思つて検討しているというふうにおっしゃっているわけですね。つまりそのことは、いまの東京都の資料、これの一般的な傾向というものは主税局長自身も認めになっていらっしやる、こういうふうな理解をしたいと思います。よろしゅうございますか。

○渡辺説明員 主税局長から去年大蔵委員会のほうへ提出しました資料によりまして、これは四十六年度の試算でございますが、資本金一億円以下の、特別措置等をもとに戻した形での負担の試算でございますが、資本金一億円以下で見ますと三三・六％、それから資本金一億円超百億円未満で三四・八％、資本金百億円以上が三一・一％ということになっておりまして、資本金百億円以上の超大企業の負担がやや低くなつておるということでございます。

ただ、実はこれは四十六年度の数字でございます。四十七年以後の数字というのはまだないわけでございます。実は四十七年度から例の、特に大きな企業にメリットの多い輸出関係の奨励の税制をカットした、それから四十八年度には合理化機械の特別償却というふうな非常に大きなアイテムについての整理をやっておりますので、それらの数字が出てくれば徐々にこういう姿は是正されてくるのじゃないかというふうな考えでおるわけでございます。

○岩垂委員 いまお答えいただいたように、大きな筋では、百億円以上の資本金の大企業がかなり有利な法人税負担、有利というか、相対的に法人税負担が軽い、そのことをお認めいただいたわけでありまして、高木さんが、われわれとしても多くの税金を徴収しているつもりだし、大企業からもっと取りたいと思つて検討はしているという

ことなんでありまして、その具体的ないわば目標みたいなものがありまして、したがってお聞かせをいただきたいと思います。

○渡辺説明員 先ほど申し上げましたように、大企業に特にメリットの厚かつた大きなアイテムの整理を四十七年度、八年度と続けてまいつたわけでございます。これでかなりタックススペースといひますか、大企業の所得金額をふやすほうへの改正というのはいくら進んでおるのではないかと。本年度はこれに加えて税率の引き上げをやるわけでございます。法人税額というのには所得金額に税率をかけるわけでございます。過去二年間所得金額のほうの改正をやつてまいりまして、来年度はさらに税率の上のせをやるというふうな改正を考えているわけでございます。

○岩垂委員 この機会にお願いをしたいのですが、いまのように特別措置の減収額を割り出す大蔵省、自治省の数字の基礎を明らかにしてほしいと思ふのです。これは私もあるいは地方自治体も、言つてしまつと、国で発表したものをも自動的に案分してやるということだけであります。で、先ほど自治省からお答えをいただきましたが、その資料をぜひお教えをいただきたい、こんなふうに思ひますが、いかがですか。

○渡辺説明員 四十九年度の特別措置の減収額につきましては、衆参両院の予算委員会のほうに資料として提出済みでございます。

○岩垂委員 わかりました。

いま実は私の手元に、これは昭和三十五年の税調の資料であります。当面の税制改正に関する答申というのがあります。これはあとでお見せしてもいいのですが、その中で「大法人の総所得と特別措置利用による課税所得との比較（具体例）」というのがございます。たとえば業種別に鉱業とか紡績、繊維、製紙、肥料、製鉄とかいうように、実は業種別にランクがありまして、総所得と、いわばそれに対する課税所得金額というものが載っています。それによりまして、たとえば大企業というか大法人の場合に、繊維のような

場合には五六・二％、製紙の場合は七三・八％、肥料の場合は四八・九％、それから電力の場合は六〇・五％というふうな低い課税所得金額を押えてあるわけでありまして、一方、同じ資料で中小法人の総所得と特別措置の利用による課税所得との比較の具体例というのがあります。これはたとえば窯業とか石灰販売とかアンテナ製造とかあるいは硝子びん卸とかという、いろいろな業種別のランクがあります。これによりまして、いま私が大法人のことを申し上げましたが、中小法人の場合には、アンテナ製造の場合には課税所得金額というのは総所得に対して一〇〇％なんです。それから硝子びん卸などというのは八六・四％というふうにかなり高いわけでありまして、同じように以下右へなると、カメラの卸とかいすの販売とか火薬の卸とかいろいろあるわけですが、この資料をその後は大蔵省出していらっしやらないように思ふのですが、こういうまとめ方をぜひして私どもにもお示しをいただきたいのであります。これは資料要求であります。

というのは、こういう傾向というのは、大法人に対して、相対的に中小法人の課税所得がいかに重くなつていくかということが一目より然でわかるわけでありまして、しかしこれはほんの一例にすぎないと思ひます。今日では、たとえば為替差損の特別措置であるとかあるいはたぐさんの準備金、それらがほとんど大企業中心になつていくというわけでありまして、業種別のアンバランスが目立つだけではないに、大企業と中小のアンバランスというものがかなり顕著になつていくように見られます。したがって、せっかくこういうりっぱな、これは税調に出された三十五年の資料でありまして、できたら最も新しい具体例、しかも比較をこういう計算に基づいてやつていただけたらどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○渡辺説明員 三十五年のそのおっしゃいました数字は、特別にサンプル調査を金と時間をかけて実施したものでございまして、毎年継続してやるというふうな調査ではないわけでございます。三

十五年以降その種の調査は実は全然やっていないわけでございますので、いま三十五年のような数字を出せと言われましても、なかなかそういう数字が出せないという現状でございます。

○岩垂委員 出せないと言わぬで、金と時間をかけて、やっぱり国民の前に示してほしいと思うのですよ。つまり、大企業と中小企業の違いというのがこんなにはつきり出ている、一目りょう然に出てくる表というのは、大蔵省にしては珍しいものをつくったと思つて私は感心しているのですが、三十五年以来きょうまでつくっていないというのはどうも残念なことでありまゝです、もう一ぺんつくつていただきたい。委員長に資料要求を求めたいと思ひます。

○渡辺説明員 三十五年当時と現在とでは、特別措置の内容等かなり質的に違つてきておるわけでございます。予算委員会の方に提出しました資料によりましても、現在の特別措置の減収額のうち法人税についての減収額というのは六百億円にすぎないわけでございます、中小企業と大企業との関係につきましても、中小企業向けの特別措置というものが飛躍的にふえておるわけでございます。したがつて、三十五年当時のような問題意識を持った調査というものは現状では必要ないのではないかと判断で、それ以来そういう調査をやっていないわけでございます。

○岩垂委員 私が先ほどから指摘しているように、租税特別措置法に基づくそれだけではなくて、たとえば準備金とか引当金の問題を含めて見解の食い違いがあるわけですね、調査の基礎に。だから、私の申し上げるのは租税特別措置法の問題だけではなくて、それらのいま実質的に租税特別措置法と同様に扱われている、あるいは見られてゐる、あるいは見ることができ、そういうデータを含めてまとめてほしいということでありまゝです、これはどうか、大蔵省はもつと納税者に対してきちんとした資料を公開すべきだと思ひます。だから、問題意識はあなたが持ったのじゃだめなで、国会としてあるいは国民として

そのことを求めているわけですから、たいへん繁雑かもしれませんが、重ねて資料要求を求めたいと思ひます。

○渡辺説明員 特別措置を離れましての大きな問題というのは実は税率の差でございます。御承知のように、現在の法人税は留保所得と配当に向けられる所得との間に税率差を設けておりまして、配当分については軽減税率を適用することになっておるわけでございます。大企業の場合は配当割合が非常に高いものでございますから、それがかなり大企業の実効負担率を結果として下げておるということになっておるのではないかと思ひます。

配当の課税問題につきましては、これは法人税の仕組みの本質論でございます、非常に理論的にむずかしい問題を含んでおりますので、四十九年度の法人税の改正においてはその問題は一応たな上げということになって、とりあえず税負担、税率を引き上げることと集中したわけでございますが、さればといつてその問題を放置するわけにはいきませんので、法人税の仕組みの特に配当に対する課税、配当をする側と受け取る側との課税をどういうふうにするかという問題につきましては、新年度早々から税制調査会に特別部会を設けまして精力的な検討を行なうということになつておるわけでございます。したがつて、その問題がどういうふうに解決されるかということにまず見る必要があるのではないかとこのように考へる次第でございます。

○岩垂委員 資料を出すのはいやだといふのですか、それとも出さないといふのですか、それをはっきりしてください。言ひわけを聞いてゐるのじゃないのです、私は、出してくれと求めているのです。あした出せと言つてゐるのじゃないのです、これは、その辺をはつきりしてください。しかも、率直に申し上げますと、この企業業績ごとにいろいろアンバランスはあります。それはわかります。しかし今日のような、一番最初に私が質問したように、昨年の暮れ以来のいわばイン

フレーションあるいはつくられた物不足、買い占め、売り惜しみその他含めて、いろいろな形で操作があるわけでありまゝです、そういう大法人に対して、それに匹敵していく中小企業が非常に困難な状態に置かれてゐるということはわかり切つたわけでありまゝです。その意味で私はそういう統計を国民の前に示すべきであると思ひます。が、委員長、ぜひその点は委員長の権限で大蔵省に求めていただきたい。

○伊能委員長 本件につきましては、大蔵省等の事情も確かめた上、理事会で御協議を願ひたいと思ひます。

○岩垂委員 いまの件は、ぜひひとつお願いをしたいと思ひます。これは大蔵省自身が税調に、当面の税制改正に関する答申の中で指摘をした文書なんです。つまりそのことは、税制改正をする上でこういう税の不均衡とでもいまいし、アンバランスとでもいまいし、そういうものを明らかにする意味で発表なさつたのだし、調査したのだらうと思ひます。ですから、ぜひ金と時間をかけて資料をまとめていただきたいと思ひます。

もう時間がございせんから、あとしほります。自治省に伺ひたいと思ひますが、地方制度調査会は三年越しに事務所事業所税の創設をうたつてきましたけれども、自治省も具体案を示してその創設を公約してきたことはもう言うまでもないわけでありまゝです。それによつてどの程度大都市財源を確保できるか。総額と、これもできれば東京、大阪というように具体的に金額をお示しいただきたいと思ひます。

○首藤政府委員 事業所事務所税についてでございますが、御案内のような自治省でつくりました試算に基づきました場合の収入見込み額は総体で、初年度が四百二十億程度、平年度が八百四十億程度、こう考へておつたわけでございます。大都市部におきましては、もちろん大都市にこの税金が集中いたしますが、東京都の特別区内においては、初年度が百七十八億程度、それから平年度

が三百五十六億、大阪府にありましては、初年度が八十六億、平年度が百七十二億、こういった程度の税収は実は見込んでおつたわけでございます。

○岩垂委員 これは三年越しなんですから、自治省はぜひこの実現についてもうちよつと力を入れてがんばらなければいかぬと思ひますが、その点について自治省と大蔵省の見解を承つておきたい。

○古屋政府委員 先般も他の委員の方に御答弁いたしました、自治省といたしましては、積極的にこの税を創設するように一そう努力をいたしまして、関係方面と連絡をしながら推進していきたいと思つております。

○西野説明員 事務所事業所税につきまして、税制調査会の審議の段階におきましても、自治省から提案された具体的な案を中心にして種々議論されたわけでございます。その審議の段階におきましては、都市問題に対処するいろいろな施策といひまして、そのほかに特別市整備税、特別地域開発税といった新税構想も提案されたわけでございます。それらもあわせて検討をされたわけでございます。大都市地域に立地する企業に限つて特別な税の負担を求めるといふ構想でございまして、それぞれその背景となる課税の根拠でありまして、かつ、既存税制との関係がどうなつておるかという点で、税制上検討を要する基本的な問題が含まれておりまして、それについて十分な結論が得られないところで、今後の検討にゆだねられたということでございます。

しかし、この事務所事業所税の構想の背景と申しますのは、やはり大都市財源の充実の問題ではないだらうかというところから、四十九年度の改正におきましては法人所得課税の強化をはかつて、法人税率の引き上げに伴う増収があるわけでございますし、それにさらに上積みしまして法人税割の税率というものを、市町村民税の分につきましては九・一から十二・一に大幅に引き上げるといふような充実をはかつてゐるわけござ

いまして、したがって、この事務所事業所税、事務所、事業所に対して特別な税負担を求めるといふ新しい税の構想につきましては、四十九年度の改正によりまして、いま申し上げましたような課税の効果というものが、今後どういふふうな大都市の財政需要に寄与していくかというふうな点を十分に見きわめまして、その必要性を再度検討していく必要があるのではないかというふうなことを考えております。

○岩垂委員 いま大蔵省からも御答弁をいただいたわけですが、私どもは、大都市財源の事務所事業所税の創設という問題が非常に大切な問題だと思っております。と同時に、先ほどから私が指摘しましたように、特別措置というものが廃止されれば、あるいはその地方に対するはね返りというものが軽減されることのできるならば、地方の財源確保というものは非常にやりやすくなるというふうな思われ方があります。そうした意味では、この特別措置というものの廃止あるいはもつとドラステックな縮小について努力すべきだと思っております。これは自治省の見解をぜひ承っておきたいと思っております。

○古屋政府委員 特別措置の問題につきましては、先ほど税務局長から答弁したように、私どもは従来からできるだけその影響を遮断する措置を講じ、また今後ともそういう方向に沿ってこの問題を進めてまいりたいと思っております。

○岩垂委員 もう本会議の時間ですから、最後に一つだけ、これは特別措置法とは関係ありませんが、御承知のとおり、東京都が四十九年度予算案に初めて、インフレから弱者を守るためにということで、社会福祉施設在寮者等に対する緊急援助費というものを二十億円計上いたしました。これは、インフレのしわ寄せを受ける老人ホームなどの養護施設入所者十四万四千九百人、生活保護世帯十二万一千五百人、都の衛生局管理の施設入所者二千九百人、都の養育院入院者三千三百七十人の、計二十七万二千六百七十人の施設入所者の生活費、生活保護費の双方ともに二〇〇万補助

これは国が四十九年度からきめていくわけでありますが、しかし消費者物価がこんなに上昇しているわけでありまして、実質的なアップ率というのはダウンをしておるわけでありまして、それに対して、都がこのインフレのいわば減価の部分を支給する。支給方法というのは、施設入所者の場合は施設に対して現金を支給する、あるいは生活保護世帯に対してはみそやしょうゆ、バターなどをデパートを通じて送るほか、現金で支給することも検討しているというふうな伝えられていることは御存じだと思っております。

率直に申し上げて、今日のインフレというのはそういう社会的な弱者に一番強いしわ寄せがあるわけでありまして、これに対する対策というものがいま緊急の課題であることはもう私が指摘をするまでもないところであります。そういうことに對して、政府が、たとえば現金支給の場合に収入と認定されるということになりますと、実際問題として援助の意味がなくなるわけでありまして、そういう意味で、東京都は国に対して、これを収入認定としないようにという意味のことを申し入れていくわけでありまして、これについて大蔵省はどのように対応なさろうとしていらっしゃるのか。これはぜひとも、これらのいわば地方自治体のこういう社会的な弱者に対する思いやりとでも言いますし、あなたのかい措置に対する大蔵省のあたにかい対応をこの機会に要請をしたいと思うのですが、これはぜひ大蔵省の御見解を承っておきたいと思っております。

○渡辺説明員 おそらく税の問題はないのかと思っております。先生のおっしゃったのは主計局サイドの問題であらうかと思いますが、私もちょっと所管外でございますので、帰って主計局に先生の御意向をお伝えしたいということで御了承をお願いいたします。

○岩垂委員 これはぜひ大蔵省として、せっかくそういう地方自治体が、もうほんとうにいわば生活を切り詰める以外にインフレーションに耐えていく手だてのない人たちに對してあたたかい配慮

をするわけでありまして、前向きに検討をいただきたいということ、よろしくごさいますか。——そのように理解をしたいと思っております。それでは以上で終わりたいと思っております。

○伊能委員長 この際、午後一時に再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時十七分開議

○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。井岡大治君。

○井岡委員 私は、地方税法、交付税法等の関係で、地方交通、特にバス事業について若干の質問を試みたいと思っております。

政府はさきの国会で、地方公営企業については財政再建整備法を制定して企業の健全化をはかるうとされましたが、私は、今日の実情から考えて、あの法律によつて財政再建ができるとは思われない。なぜなら、法律では従業員の給料はベースアップを見込まれていないし、その後の物価の騰貴等を考慮しますと、何ともはやもう憂慮にたえないものがたくさんあります。

そこで政府に、まず財政局長にお伺いするわけですが、局長おいでになつておりませんから審議官にお伺いしますが、今日の物価騰貴のバス事業に与えておる影響、こういうものはどのぐらいに見込まれておいでになりますか、この点をお伺いしたいと思っております。

○山本説明員 物価騰貴がどういふふうなバス公営企業について影響を与えておるかという問題、なかなかむずかしい判断でございます。たとえばバスでございまして、何をいっても軽油が大事な動力源になっておりますので、軽油がどれぐらい上がるかといったような問題もございまして、また給与のベースアップが毎年人事院の勧告に基づきまして行なわれておる一般職員について行なわれれば、またその影響が公営企業職員についても

出てくるというのが通常の形になってきておりますので、そういうふうな問題を全部ひっくるめまして、ただいまの公営企業の非常なむずかしい問題が起つてきておる、かように思つておるわけでございます。これは何ゆゑかと言われますと、ちよつと判断がむずかしいと思つております。

以上でございます。

○井岡委員 では、経企庁の赤羽課長、来ておりますね。

この間の石油価格の値上げで、全国のバス事業、これは公営、民営を問わず入れますと三百六十八社ありますが、これで概算をして何ぼぐらい年間、燃料による価格の引き上げになるか、こういうこと、御存じですか。

○赤羽説明員 ただいまの御質問に對しまして一応目の子で計算してみますと、およそ二百億円ぐらいの増加ではなからうかと思つております。と申しますのは、私の目の子計算の根拠を申し上げますと、こういうこととでございます。昭和四十七年度におきましてバス事業の収入総額が約四千億円でございまして、支出総額はそれを一割ぐらい上回つておつたかと承知しております。したがって、四十四億四千万円ぐらいに對しまして燃料費である軽油のコスト割合が約五・六でございまして、したがっていまして二百四、五十億円ということとでございます。その当時の一リットル当たりの軽油の値段は約二十五円ぐらいと推定されております。このたび石油価格の引き上げに伴ひまして軽油が値上がりいたしましたけれども、これは最末端の小売り価格で五十五円ということとでございます。地方バスということになりますと大量の購入者でございまして、この値上りは五十五円までは上からず、やはり四十数円ということではなからうかと思つております。そういたしますと、値上がり率は二十五円から六〇％ないし七〇％ぐらいではなからうかと推定されます。そういたしますと、二百五十億円の七割、八割と見ましても二百億円程度ということにならうかと思つております。

○井岡委員 経企庁、非常に過小に考えておいで

いうふうになるのではないかと思います。いずれにいたしましても、先ほどの御指摘にもありましたように、給与問題それから御指摘の動力

○井岡委員 これは四十七年度の決算——四十八年度は今月一ぱいありますから決算がつかないよ、うですから、私は四十七年度の決算を申し上げま

○井岡委員 その一般論はいいのですよ。私は一般論を聞いているのじゃないのです。バス事業というと資本金五千万円以下の会社が約百以上あるわけなんです。これがいま言われるように足のないもの、こういうように私は思われないので

て、どうしてもやっていけない、こういうこと
で、もう事業を閉鎖したい、こういうことがござ
いました。そこで私は向こうに行っているという調
べてみますと、初めてわかったのですが、あそこ
の高知県バスというのは高知県のほとんどを走っ

ているわけなんです。いわゆる足なんです。言いかえて申し上げると産業の基盤になっているわけですね。そうだとすると、これは行政として考えていくほうがいいのじゃないのか、こういうことで、当時私は知事に会って、何とか知事として手だてをするものはないだろうか、こういうことを考えてもらったらどうかと思う、私は再建築としてこういう案を持っている、知事がとりあえず会社更生法を適用することを勧告すると同時に、公債などの発行を自治省のほうに申し入れて、そしてその公債でもっととりあえずやらす、そうしてその公債発行の利子というのは県が持つてやったらどうか、こういうことを知事に勧告をしたことがあります。そうして帰って、当時の運輸大臣は橋本幹事長ですが、運輸大臣に、そういう方法をやらなさいと県の産業というのはさびれてしまっている、何を運ぶにしたら運ばれないわけですから、だから何とかこれを国家的な見地から解決するというようにしなければいかぬのじゃないか、こういうことで話をいたしました。運輸大臣は、まことにそのとおりだ、自治省と話をして何とか適切な方法を講じたい、こういう御答弁だったわけですが、聞いてみるとまた何もやっけてない、こういうことです。またやめると言っていますね。そうじゃございませんか。

○真島説明員 申しわけございませんが、その高知県交通のこまかい点、私いま存じませんが、会社更生法の適用がありまして再建計画が立った、ただ、まだ必ずしも十分に行なわれていないというところまで存じておりますので、これまた帰りますして調査いたします。

○井岡委員 そこで山本審議官に、これは運輸行政という立場でなくて国の一つの交通政策としてやられる場合、自治省として協力できるものがあるのかないのか、この点お伺いしておきたいと思

います。○山本説明員 生活路線と申しますか行政路線と申しますか、あるいは産業基盤路線と申しますか、考え方、発想はいろいろございましょうと思

います。私のほうの自治省といたしましては、公共交通の問題の範囲で一体どういうふうに取り上げていくかということ、特に公共交通を、財政的見地から経営をもち立てていく手はずはどういうふうにしたらできるのかということが実は中心になっておるわけでございます。いま御指摘になりましたような課題というのは、御指摘の中にもおっしゃっておられますように、むしろスケールの広い、民間なり公営を通じての大きな問題として取り上げるべき課題ではないか、かような感じでおるわけでございます。むしろ私のほうとしてできるだけのことは当然やらなければいけないと思ひますが、とらまえ方として、私がいま申し上げたようなことではないか、かように思っている次第でございます。

○井岡委員 ところで運輸省にまたお伺いします。が、公営企業の問題は、これは自治省としていろいろなめんどろを見られるのは当然だと思ひますけれども、さしあたって地方行政という立場から民間のバスをとらえてやらなければいかぬのじゃないか。そうしないか、これがとまっていまいますとどうにもならぬと思うのです。たとえば公営の出雲のバス、実は民間に身売りすることで委員長などと相談をして解決をしました。ところが、買った会社はその経営をようやらないで、ほとんど線を廃止をしてしまいました。ですから運輸省としては、単なる企業という考え方ではなくて、運輸行政という立場からこれをとらえていく。そうだとすると、単なる生活路線という考え方ではなくて、国の産業基盤の一部としてとらえていく、こういう考え方になる。そしてそれを踏み出してもらわないと、自治省もなかなかやれないのじゃないですか。そういうふうに思うのです。が、いかがですか。

○真島説明員 先生のたゞいまの御指摘、そのとおりであると思ひます。私も、単にバス行政というものを生活路線というような観点から重視して、何かその企業が成り立つようにするというような観点からだけではなくて、一応考え方とい

たしましては、高度成長に基づく過密過疎の問題が出てまいりました段階から、地方における過疎地域におけるバスの問題、それからもう一つは過密になってまいりました大都市交通の中におけるバスの問題、これはやはりおのずから対応のしかたが違ふであろうということで、過疎地域については先ほど申し上げましたようなことで、具体的な赤字路線の補助という形で対応をしてみたいわけでございますが、大都市におきましては、過疎地域と事情が違ひますのは、輸送需要が激減しておるといふことではなくて、バスが走りにくくなる、いろいろな過密状況その他から運行効率が落ちるというふうな問題のほうにまず取り上げるべき問題ではなからうか。そういうことで、バスの走りやすさ環境をできるだけ改善していくというところに手をつける必要があるだろうという考え方をとったわけでございます。四十六年に運輸政策審議会で「大都市交通におけるバス・タクシのあり方」という御答申をいただきました。その線に沿ひまして、大都市バス輸送の改善対策という形で、都市ごとに行ういろいろな施策を進めております。一方、新しくできます団地と至近距離の鉄道駅との連絡というように、これはバス会社にとつて非常に採算の悪い路線になりますので、そういうところに、これはまだ芽を出したばかりでございますけれども、団地バス路線運行補助というように、これを最近に始めております。そういう意味で、多少ニュアンスが違ひますけれども、先生のおっしゃるような意味で、単に企業云々、住民の足云々ということだけではなく、産業基盤としてのバス事業というもののについて、私もはそういうような考え方、施策を進めてまいっておるところでございます。

○井岡委員 運輸省、私はここで一つの提案をしたいと思ひます。ということとは、住宅建設については、いまのお話のようにかつてに建ててくれるわけですよ。そしてあとで、バスを走らせろとかあるいはバスをつけるとか水道をつける、こ

うやってくる。ですから、運輸行政の中で地方自治体の持つ都市計画と密着したものをつくつていかなければいけない。その際、建設省もやはりひつかんでもらわなければいけないと思ひます。そこでそれがその首領をとるかということになれば、これは地方自治体を担当しておる地方行政が持つのか、運輸行政を担当しておる運輸省が持つのか、それは私はどちらでもいいと思ひます。皆さんのほうで適当にお考えになつたらい

と思ひます。が、私は、単にこれを運輸省だけにまかせ、こういうことではなくて、できれば自治体を持つていて自治省がやってもらいたい。そうでない、道路をつける、下水をつける、電車を走らせろ、こうなつてくるわけですから、そういう点で何か考え方をまとめる一つのものをつくる、こういうように提案をしたいと思ひます。が、この点いかがですか。これは次官、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○古屋政府委員 たゞいまの御意見、地域におきまして、やはり私の地域もバスの運行が採算の上で相当休止せざるを得ない、地方自治体としては、これは陸運局のほうでなかなかめんどろを見てもらえぬが、非常に困つたというふうな情勢は、特にこういうような人口の変動の激しい時代におきましてはそういう声はしょつちゅう聞いておるところでございます。自治省としては今日までは、先ほどから審議官がお話しいたしましたように、地方自治体の財政面から見ても公共交通という仕事をやってきたところでございまして、これもいろいろの問題、特に物価騰貴の問題、それからバスの値段が非常に高くなつてしまつておるとか、いろいろなこと、実行につきましてもなかなかむずかしい問題も出ておるところでございますが、地域の住民が困るということは何といつても地方自治体としては重大なる関心を持つておるところでございますので、ひとつそういう点につきまして運輸省とも十分協議をいたしまして、たゞいま井岡先生の御提案の趣旨につきましては前向きにひとつ検討させていただきますと思ひます。

○井岡委員 私はなぜこれを言うかという、い

ま車両補助をやっていますね。車両の購入について半額を補助する、こういつておる。ところが、自治省の一車両の単価は三百八十万円なんです。運輸省の単価は三百二十万円です。同じ政府の部内で十分話し合いがされていいということをしては端的にあらわしていると思うのですよ。なぜこんなに違うのですか。この点、ちょっとお伺いしたい。私は、これで買えませんか、こんなに思い思いの、予算の基礎というものが違うというところは重大なことだと思うのです。なぜ違うのですか。

○真島説明員 私ども、財政当局に対して予算を要求をいたすわけでございますが、自治省のほうの公営バスの算定の単価が三百八十万円である、私どものほうは三百二十万円であるという差でございますが、私どものいま補助金を出しております過疎地域のバス、これはやはり非常に輸送需要が少のうございまして、したがって、そこで使うバスも大体都市で使う大型バスよりは若干小さいバスになるという、大きな問題等が違ふ要素になつておるのではないかと考えています。

○井岡委員 いや、これは、いわゆる公営バスについては補助を運輸省はしないわけですね。

○真島説明員 公営バスにつきましても今回の予算におきましては、いわゆる内陸地域というものを設けました際に、私どもの基準に合うと申しますか、不採算の線であるというところについては補助をいたすことにしてございます。

○井岡委員 だから言うのですよ。こういうことが私はやはり行政がばらばらだ、こう言いたいのですよ。だからいわゆる行政として考えていかなきゃいかぬ。これは運輸省といえども行政なんですからね。生活という考え方が私は間違いだと思ふのです。ですから、ここで両者が一体になつて話し合いをしないと、あなたのほうは三百二十万円で大蔵省に要求する、片一方の基礎は三百八十万円という計算になると言う。こまかいことではありますけれども、私はこれはたいへんなことだと思ふのですよ。こういうふうにはばらばら

にやつておつたのでは大蔵省は金を出しませんよ。あたりまえの話ですよ、それは。

そこで、今日ではもう六百万円をこえてるわけですね。これらについて今後どういう処置をとろうとなさつておいでになるのか、この点をお伺いしておきたいと思ふのです。

○山本説明員 バス購入費の補助金の要求をいたしましたところは、三百八十万から四百万をオーバーするぐらいのところであつたので、落ちつくのじゃないかというふうな期待を持つてつとめたわけでありまして、こんなに上がるとは実は思ひませんでした。こういう事態でございますので、とりあえず三百八十万ということでは、自治省としては起債でカバーしていくという考え方で進めたいと思つております。

○井岡委員 だから運輸省はどうされるのですか。

○真島説明員 私どもも確かに九月時点で、現在のような非常に大幅な車体の値上がりということに予想してございましてしたので、先ほど申し上げましたような単価で予算を組んで、すでに政府原案としては確定をしておるわけでございまして、ただ実際問題として、これでは非常に困るではないかということもございまして、きめられた予算の範囲内で何とかこれを前向きに動けるようなくふうをこれから財政当局に対してお願いをし、私どもも懸命に努力をいたしたい、このように思つております。

○井岡委員 二分の一補助をすると言つたつて、懸命に努力すると言つたつて、努力はできないですよ。値段が六百万円もする。市内で買つてゐるのは六百八十万円ぐらいしてゐるでしょう。それがあなたのところは三百二十万円の計算なんですよ。幾らそれがマイクロスパスだと言つたつて、そんなものではできませんよ、三百万円から違つてゐるわけですから。そうだとすると、どこに問題があるかという、私は、車両の整備に落ちてくる、こういうふうに考えるのです。そう思ひません

か。これは整備部長じゃないですから答えにくいと思ひますけれども。

○真島説明員 確かに御指摘のとおり整備問題、さらには、いまいろいろバス業界等でも研究をいたしております標準型バスの研究といったような問題が今後十分検討の対象になるうか、このように思つております。

○井岡委員 検討しておつても実際はすぐできないのですよ。少なくとも半年から一年かかるので、研究の成果というものは、そうすると間に合わないのです。そこに問題があるわけですね。少なくとも自治省のほうには起債を認めて公営企業のほうは何とかしてやろう、こう言つておいでになるけれども自治省は民営のほうまで金を出してやろうというわけにはいきませんか。そうだとすると、私はこの問題で、先ほどから申し上げておるように、両方とも行政をおやりになつておるのですから、行政という立場からこれをどうして救つてやるか、こういうふうに考えられることのはうがより効率的じゃないのか、こういうふうに思ふのです。だから、いままでの生活路線というのをこの際改めてもらいたい。そして、もとほるとして行政という立場から、単に走らすのだ、やめられたらその住民が困るのだ、こういうだけではない、それをやめられることは産業がこう落ちてくる、こういうことから考える、こういうようにひとつお考えいただきたいと思ふのです、いかがです。

○真島説明員 先生御指摘のとおりでございますが、今後私どもも、民営、公営という別なく、一体どういうふうに進めていっていかたいかということにつきまして、自治省、建設省の皆さま方と御協力申し上げまして、ものごとを進めてまいりたいと思つております。

○井岡委員 山本さん、お尋ねしますが、岩手県の三つのバスがたいへん、おのおののいかぬというところで、何とかしなければいかぬ、こういうふうにいひま話し合つておいでになることは御存じですか。

○山本説明員 そういううわさというたいへん恐縮でございますけれども、そういう動きがあることは聞いております。こまかい点は承知しております。

○井岡委員 これ三つがどこ一つとまつてもたいへんなんですよ。次官、これだけ聞いてください。これは運輸省は知つてゐるはずなんです。知つてゐるはずなんです。運輸省はまだ手を出してゐない。そうでしょう。先に運輸省に聞いておきます。

○真島説明員 私どもも陸運局のほうから報告は受けておりますけれども、具体的に措置をどうするかというところまで詰めておりません。

○井岡委員 次官、これは山の中ですからたいへんなんですよ。ばくもこの間ちょっと陳情を受けまして、これは行政の立場から何とかもつと手をおしめてもらえないだろうか、こういうふうに話をしてももらえないだろうか、こういう相談を受けたわけですね。そこで、幸い山本理事から、おまえは交通をしゃべれということですから、それじゃひとつ交通をしゃべろうかということとこれをとり上げたわけですね。次官、これは県知事が中に入らないと、陸運局だけではどうにも解決しません。というのは、仙台の陸運局へ行つたつて監督してゐるだけですからね。知事として、これは住民の足あるいは産業の基盤、こういうふうに考えていかなければいかぬ。だから知事がこの問題について何らかの形でタッチをする、これ以外に私は解決はないだらうと思ひます。したがつて、そういうことについて十分考慮を払つてもらいたい、こういうことをお願いいたします。いかがです。

○古里政府委員 私岩手県にはつとめたことがございまして、非常に広いあれでございますが、昔の古い話なもので現在の状況は知りませんが、やはり地域の、特にあゝ山が多い、僻地が多いところで面積の広いところでございますので、バス関係がそういうふうな非常に行き詰まつており、またそれをどうするかというふうな問題につきましては、お話しのように確かに知事さんが指

けでございす。

○多田委員 量が二対八で、料金が一般家庭用のほうが二・三倍のことです。しかし、私がせんだって四日市市の三菱油化へ参りますと、ここでは三円八十銭なんです。そうしますと、高いんですね。つまり、産業用といつても大企業もあれば小企業もあるということで、大企業の場合は三円八十銭、ですから四倍くらいになる、こういう違いなんです。

そこで、次に自治省に伺いますが、料金は大口用と小口用ではいま言ったような割合になるわけですが、電気税の産業用と一般用の税収、その割合、これを説明してくれませんか。

○首藤政府委員 四十九年度の電気税の収入見込みでは、産業用が三百八十七億、家庭用が六百四十八億、こう見込んでおりますので、産業用が三割七分、家庭用が六割二分、こういうふうになっております。

○多田委員 いまお聞きのとおり、電気の使用量が一般家庭のほうがはるかに小さくて、しかも収入が産業に比べて非常に大きい。これが日本の電気料金の体系なんですね。要するに、これも言えるんです、日本の電気産業は、使用量は少ないけれども高い電気料を押しつけられている一般需用、これからのもうけで電力産業の設備投資をしてきた、こう言っても過言でないような体系になっているわけですね。

そこで、これは通産省に伺いたいんですが、電力業界は石油値上げによる赤字経営を理由にして電気料金の早期の大幅値上げに動いております。七〇％を要求しているというのも、これは新聞報道で出ておりますし、それから電力業者首脳部は、もう沈没だ、こういうふうに危機感を強調して値上げの伏線を張っておる。この料金値上げ問題については、電気事業審議会で二十日答申というところで検討をされているというふうに聞いておりますが、電気業界の大幅な値上げ、これについて通産省として妥当と考えているのかどうなのか、これを伺いたいと思います。

○中井説明員 お答え申し上げます。

現在の電気事業、特に四十八年上期におきます電気事業の経費でございすが、原油油のウエイトが約二割強でございす。それが昨年の秋以来の石油の高騰によりまして下期には三割となり、さらに今後燃料費の大幅な増加を見込みますと、電力会社の経理状況は急速に悪化することが懸念されております。しかしながら、私もまだ電気事業者から申請を受け取っておりませんし、物価の抑制が緊急課題になっております現状にかんがみまして、現段階では、電力会社に対して、より一層の経営合理化等によりましてコストの上昇を吸収し、さらに料金体系を極力抑制するよう引き続き指導してまいりたいでございす。

○多田委員 これを調べてきましたでしょうか。これは通産省にお願いするんですが、四十八年九月初の電力九社の総支出、これは私の調べでは一兆一千二百三十三億円で、このうち燃料費の割合はどのくらいになりますか。

○中井説明員 お答え申し上げます。

燃料費の割合が大体二・三割くらいでございす。○多田委員 二・三割くらいで、燃料費の金額にしますとこれは二千六百三十七億円ということになるわけですね。

そこでさらに伺いますが、中部電力の加藤社長が、中部電力の場合、家庭用は三〇％、それから産業用は一〇〇％の値上げになる、そして値上げしても来年さらに再値上げする考えを表明していらす。これはもう新聞に出て御承知のとおりだろうと思う。ところがいま述べました燃料費の割合から、さらに原油が三倍になったとしても、これは新聞報道でも四七・八％の値上げで済むことになるわけですね。たとえば東京電力の場合、同社の燃料の八〇％を占めるミナス原油はこし一月一日から一バーレル当たり十ドル八十セント、大幅な値上げをしたことになっておりますが、それでも一昨年四月の三ドル七十三セントと比べてもまだ三倍にはなっていないのです。ところが、石油価

格はいま急上昇しているが、昭和四十四年までは油は下がる一方だったわけですね。それでも二十年間、一度も電気料金を値下げしたこともないわけですね。

そこで聞きたいのですが、電力業界の内部留保、これは引当金それから納税充当金その他を含めて一体どのくらいになりますか。

○中井説明員 ちょっといま調べておりますので、後ほどお答え申し上げます。

○多田委員 昨年の九月初の決算でも、東京電力の内部留保は二千九百九十八億円で、関西と四国電力を除いた七社の合計で六千六百三十三億円で、これだけの内部留保を持っているのです。それから関西、四国電力も、昨年三月初では、関西が千七百億、それから四国電力は二百七十億、これだけの内部留保を持っているわけですね。そしてこれに全然手をつけないで、昨年九月、関西と四国は電力料金の値上げをやったわけですね。ですから、こうした膨大な内部留保を少なくとも三分の一取りくずせばこれはやっていけるはずだし、そのためにこそ内部留保をやっているんだ、こういうふうに私も考えるわけですね。

そこでちょっと伺いたいのんですが、赤字の原因はいま油だ、こう言ったけれども、一体ほんとうに赤字の原因は油なんでしょうか。

○中井説明員 私どもまだ電力会社からの申請を受けておりませんので、赤字の原因がどういふところにあるかということにつきましては詳細はまだ承知いたしておりませんが、最近の油の値上がりによりまして経理が苦しくなっているという状況であろうかと思っております。

○多田委員 油の値上げが経理を圧迫するということ、私、否定しているわけじゃないのです。しかし、以前から電力会社はいろいろ危機感を訴えてきた。この根本は、先ほど言ったように大企業向けに対しては原価を割るような安い価格で売っているのです。四日市の三菱油化では、中電から買っているのが三円八十銭なんです。これはこの間私はあそこの幹部に会って直接聞いたこと

なんです。ところが民需用には十一円、十二円でございましょう。こういう料金体系が、赤字というならば、経営難というならば、その根本の問題なんです。ここにメスを入れないでいて、いま石油が上ったからと言われる。上がったのも、先ほど言ったようにコストその他の中に占める比率その他からいえば、必ずしもいま五〇％、六〇％上げるというだけのものではないのです。だから、本来であるならばこういうところにはほんとうのメスを入れていかなければならない。

それからいま一つ伺いますが、電力会社のコスト、このコストについて詳細に発表できますか。○中井説明員 申請がございました場合には、申請の答につきましては詳細、いろいろの方法で一般に周知していただくようにとめております。○多田委員 それでは申請があった場合には、そのコスト、その積算の基礎、これをひとつぜひ当委員会に出していただきたい、こう思うわけですね。

そこで、それは自治省に伺いますが、今回の税法の改正案によりまして、電気税、これはガス税と分離したわけですが、免税点の引き上げによる免税対象世帯数の関係をひとつ説明してくれませんか。

○首藤政府委員 今回の免税点の引き上げにおきまして、現在想定をいたしております昭和四十九年の免税点以下の世帯数は九百三十四万戸程度、比率にして二七・〇程度であると考えております。これは四十八年度のそれが七百三十万戸余り、二二・〇でありましたのに比べて若干増加する、このように推計いたしております。

○多田委員 数字はそうなっておりますね。それで三月十五日の私どもの林議員の質問、これは、石油の大幅値上げになった場合に、この免税点に該当する世帯数は減るということになるが、どういう処置をとるかというふうな質問に対して、ちょっとこれは正確じゃありませんけれども、政府の考えている免税点の世帯数の増加はこの予定ほどにはいかないかもしれないという意味のこと

を、たしかあなただっただけかな、お答えしていたように思うわけですね。そこで、今度の免税点を引き上げた主たる目的、ねらいは何でしょうか。

○首藤政府委員 毎年電気税につきまして免税点をいろいろ検討いたしておりますが、その目的はもちろんです。御承知のように、生活水準の向上に伴います電気消費量の伸びでありまして、いろいろな状況を勘案をいたしまして、電気料金のいわゆる最低生活に必要な使用、こういうものについては課税をしないようにという趣旨で免税点を設けておるのであります。

○多田委員 そうなれば、かりに不幸にして電気料金が上がっていったという場合には、年度中であつても免税点その他、この限度額というふうなものを検討されていく意思をお持ちかどうか、これを伺いたいと思います。

○首藤政府委員 ただいま御指摘のように、電気料が上がるといふ予測があるわけでありまして、けれども、いつごろの程度、そしていろいろな会社がございますが、その状況がどうかといったようなことについて、いま一切私どもにはわかりかねるわけでございます。そこで、もし万一そのような値上げがありました場合には、免税点の趣旨が先ほど申し上げたとおりでございますので、今後そういう点も考慮しながら検討を重ねる、積極的に検討を進めていく、こういうふうによつてまいりたいと思っております。

○多田委員 積極的に検討するということは、先ほどあなたのおっしゃったような趣旨の方向で、いろいろ見直しも含めてという意味ですか。

○首藤政府委員 そのとおりでございます。

○多田委員 自治省にお伺いします。
昨年十二月二十一日に税調の答申が出されましたけれども、その審議にあたって、自治省は電気ガス税についてどういう諮問をされ、そしてどういう意見を述べられたか、それを伺いたいと思います。

○首藤政府委員 当時諮問をしましたものをちょっと持つておりませんので正確を欠くかもしれませんが、

れませんが、家庭用電気における電気税の負担のあり方、これをどう考えるかということ、それから産業用のものにつきまして、このあり方についてどう考えるかといったようなことを主題に諮問をいたしたように記憶をいたしております。

○多田委員 これも自治省です。

税調の答申が出される前後、いろいろ新聞に記事が出ておりましたが、その中で、電気ガス税の非課税品目のうち、コストの中に電気占める割合が三〇多未満のものについては非課税品目からはずすと自治省が主張した、こういう記事も有力新聞に出ておりましたが、そういう主張をされたことがございますか。

○首藤政府委員 非課税品目のできるだけの整理ということとは、私も前から申し上げておりましたように念願でございますので、これを強く主張いたしました。その場合に、たとえばどの程度かといったような議論がありました際に、三〇多以上というふうなことにすれば、まさしく非常に大幅に原料として使つておる品目に該当するだろう、こういうような議論をしたことがございます。

○多田委員 それは諮問の際の意向として伝えたのではなくて、いろいろなケースをあげて諮問されたということですか。

○首藤政府委員 諮問そのものは、産業用の電気についての課税のあり方といった、抽象的と申しますか、包括的な諮問でございますが、その間にいろいろ審議、議論がございました際に、私どもの考え方としてはできるだけシビアな立場をとりたい、こういう説明をいたしたわけでございます。

○多田委員 そのことはつまり、電気ガス税についてもう少し見通していききたい、つまり対象品目を減らすとか、あるいはまた市町村の税率を高めていくとか、あるいはまた対象品目の中で不合理なものは改めていく、これは現実には何点かやってきておりますが、そういうことも含めて、そういう前向きな方向で諮問されたわけですか。

○首藤政府委員 私どもの従来の考え方は全く御指摘のとおりでございます。

○多田委員 それでは、これも自治省にお伺いします。

電気ガス税の非課税品目の数、これと、最近五年間の非課税による地方自治体の減収分、これは幾らになるか、これをひとつ説明していただきたいと思ひます。

○首藤政府委員 ただいまの非課税品目は百二十九品目でございます。

最近五カ年間を申し上げますと、昭和四十四年度が三百十八億、四十五年度は四百七十億、四十六年度は五百三十九億、四十七年度は五百五十六億、四十八年度は五百二十四億、このように考えております。

○多田委員 とにかく企業に対する電気税の非課税部分が年間五百億に達する、これだけがいればまけられていくことになるわけですね。

そこで、これも自治省にお伺いしたいのですが、今回の改正で電気税とガス税に分離されますが、それで電気税について非課税となる対象品目、これが圧倒的だろうと思ひますが、これは幾らか。それからまた昭和四十八年度見込み五百二十四億の中で、ガスの非課税分の金額は幾らになりますか。

○首藤政府委員 ただいま申し上げました数字は電気につきましても産業用非課税でございます。ガスの場合は、用途免税というものがございまして、これが約十一億ほどでございます。

○多田委員 これを見ても、電気ガス税とはいってもその圧倒的な部分が電気税である、かくあるものだということがはっきりしたわけですね。

そこで、さらに自治省に伺ひますが、現在百二十九品目に達する電気ガス税の非課税対象品、これはいつからどう理由で、またどういう方法で定められたのか、それをひとつ述べていただきたい。

○首藤政府委員 ただいまの百二十九品目でございますが、年度別にいろいろ洗いがえをいたして

おりますが、このような品目を選びましたのは昭和二十三年からだったかと記憶いたしております。その趣旨は、重要産業資材等を製造いたしますのに電力料のコストが非常にたくさんかかっておる、こういう面については、いわば原料として電気を使う場合に、これに厳に課税をするということは適当ではないのではないか、こういった考え方から原料課税は廃止するという考え方が当初のスタートでございます。

具体的には重要産業資材でございますので、その中で、ただいま製品コストの中に占めます電気料のウェイトが五割を占めるもの、こういうものが具体的な品目をセレクトしてをいたしておるわけでございます。これでセレクトしたものをいたしましたものがただいま申し上げた百二十九品目、このように現在相なつておるわけでございます。

○多田委員 これも自治省です。

三月十四日、ここで参考人を呼んだときに、荻田参考人も述べておりましたけれども、この電気ガス税の非課税について、昭和二十三年のときにきめた、重要産業育成の立場から設定したのが、最近は大いに変つてきた、実情に合わない、なつてきたという意味のことを参考人が述べていたように記憶しておりますが、今日、これら百二十九品目をなお電気税の非課税対象としておくことが適正と考えられるか、それともこれは改めていかなければならないと考えておられるか、この点ひとつ伺ひたいと思ひます。

○首藤政府委員 ただいま申し上げましたように、この電気税の非課税品目のセレクトは、重要産業資材のうち特にコスト中に占める電気料金の比率が高いもの、つまり原料課税を廃止する、こういう趣旨でスタートをいたしておるわけでございますから、ただいま現在では百二十九品目にも品目が多くなり、かつまたコストの五割以上というものを全部指定をしておるという点については、私も、私も、前々申し上げておりますようにいささか批判的であるわけでございます。もう少しほんとうの原料課税といった程度に電気料

の占めますウエートが高いもの、こういうものに
対して重点的にこなっていくべきではないか、こ
ういう考え方も持っておるわけでございまして、
そのような線から昨年もいろいろ主張いたしまし
たし、また通産省等とも御相談をいたしておる次
第でございます。

○多田委員 批判的だということは、これはあな
たもそうだし、それから私もそうです。そしてま
たおそろくそういう諮問をされたのだらうと思う
のだけれども、その諮問が税調で通らなかった。
税調のあのメンバーを見ればなかなかこれはむず
かしいんだなあというふうに思いますが、いずれ
にしてもこれは現状では必ずしも適切でないとい
うふうに私も考えております。

そこで、これは通産省に聞きますが、重要基礎
資料、これの概念は一体どういうものですか。

○児玉説明員 お答え申し上げます。

基幹産業というふうに私も申し上げております
が、それは重要な基礎資料を生産する産業という
ことでございまして、いわゆる原材料部門の商品
の製造を担当する産業というふうに考えておりま
す。

○多田委員 これはあとで聞きますけれども、と
もかくこの基礎資料の概念がぐんぐん広がってき
ているのです。これは政府の資料を見ますと、二
十三年度にきめたところには十八品目くらいしか
なかったですね。それからそのうち、二十二品目
ははずされたけれども、ふえて、今日百二十九品
目になっているわけですね。しかも、この非課税対
象になっている品目を生産している企業というの
はほとんどがもう大企業です。大企業というか、
いわば巨大企業なんです。

時間の関係で私のはうから一方的に言って恐縮
ですけれども、昭和三十七年に石油業法がつくら
れた。そして石油はこの年から非課税対象になっ
たのです。そしてまたこの年は旧全総の決定され
たときです。こうして、いえる課税対象が基礎資
材という名のもとで非常にその概念が広められ
て、むしろ政策的にきめられてくる。そして、こ

のもで六〇年代にかけての高度経済成長の土台
をつくってきたのです。最近の品物、これはほと
んど大半は油関係のものです。これは時間がない
から一々申し上げませんが、こういう状況
なんです。

そこで、もう少し立ち入って伺いたいと思いま
す。これも通産省、自治省に聞きたいのですが、
まず通産省に。

先ほど五〇条項ということをおっしゃったわけだ
けれども、昭和三十七年、通産省の企業局長と自
治省の税務局長、この間に覚え書きがつくられて
おります。これは電気ガス税に関する覚え書き
です。この覚え書きによると、コストの中で電力
使用がおおむね五〇以上の品目を非課税にする
としている。これはいまおっしゃったとおりです。
それで自治省の資料によりますと、五〇から一〇
〇未満の非課税品目は八十二種類あるわけですね。
これらの品目の中で電力がコスト中に占める割
合、これをひとつ正確に言ってください。どの品
目は何割、コストの中で電力が占めているか、そ
れを述べていただきたいと思います。これは通産
省、それから自治省、両方に伺います。

○児玉説明員 五〇から一〇〇の間、八十二品目
という点、自治省のほうから資料が出ているのか
と思いますが、私も通産省の立場は、こういう
ような基準で自治省のほうにいろいろお願いをい
たしまして、その後、実際に製品のコスト中の電
力のコストがどういうふうになっているかという
点につきまして、業界に依頼いたしまして任意で
調査をときときいたしているわけでございますし
て、全品目、どの品目について何割になっている
かという点につきましては、私も十分に把握を
いたしておりますし、また任意の調査の結果
につきまして御容赦いただきたいと思えます。

○多田委員 非課税が非課税でないかを検討する
主要なものさしになるコストの中の電気料金の
占める比率、肝心の通産省はこれを企業まかせに
しているし、知っていないという、しかもその発
表はかんべんしてくださいと言う。かんべんする

かしくないかは別にして、つかんでいるのかどうな
のか、それをもう一度言ってください。

○児玉説明員 網羅的ではございませんが、サン
プルの把握をいたしております。

○多田委員 そのサンプルを言ってください。

○児玉説明員 それは任意の調査でございますの
で御容赦いただきたいというふうに申し上げます
わけでございます。

○多田委員 自治省はそれをどうぐらんになって
いますか。いま通産省は、課税かあるいは非課税
にするかどうか、しかもそれは五百二十四億とい
う膨大な非課税額です。それは五〇以上電力がコ
ストに占める場合というんだが、その五〇につい
て、五〇から一〇〇の品目がどれだけ占めるかと
言ったところが、知らないと言う。しかもその任
意の何点かの問題についてはかんべんしてくれ、
こう言う。これは自治省は課税あるいは非課税の
根拠をどういうふうに押えておられるのですか。
○首藤政府委員 私どももいたしましては、毎年
通産省とも十分協議をするわけでございますが、
各種の実態調査、それからそのほか各種の指定統
計等、電気事業統計等の資料がございしますが、そ
ういったものに基きまして五〇に達しているか
どうか、以上であるかどうかというチェックを行
なっております。

○多田委員 通産省に聞けれども、ポリエチレ
ンは何割ぐらい占めていますか。それからポリプ
ロピレン、これはどれぐらいを占めていますか、
あなたの資料で。

○児玉説明員 お答え申し上げます。

ポリエチレンにつきましては九・二％、ポリプ
ロピレンにつきましては七・〇％というふうにな
っております。

○多田委員 それはいつのデータに基づいてそれ
を算定していますか。

○児玉説明員 昭和四十五年度の実績でございま
す。

○多田委員 いま自治省は、毎年打ち合わせして
やっていると聞いている。昭和四十五年といえは

四年前です。四年前のデータに基づいていまでも
五〇以上だろうというふうに判断してかけておら
れるのですよ。

私は一つ例をあげますけれども、これは昭和四
十七年三月十七日の衆議院の地方行政委員会、
私どもの林議員が当時の渡海国務大臣に電気ガス
税について質問しているのです。それに対してそ
のとき大臣はこう答えているのです。「したが
いまして、この基準だけは厳正に守り抜く。毎年毎
年洗いがえをやるという姿勢で守り抜いていき
たい。」こう言っているんです。当然のことです。一
般の家庭には大企業の三倍から四倍の電気料金を
払わせている。そして大企業に対してはいま
言ったように非課税という特権を与えている。と
ころが、その非課税の基準が五〇といながら、そ
の基礎の算定が四年前のものでやっています。今日
の企業は激しい競争の中で、コストの中で一銭で
も二銭でもその経費を安くしていく、そして
それこそ死にもの狂いになって機械を更新し、合
理化していついてるんです。五年間待てますか。
毎年やっていますか。これは通産省、それから
自治省に聞きます。つまり、毎年見直しをやっ
ているのかどうかということなんです。

○首藤政府委員 私どももいたしましては、御指
摘のように電力コスト率の数値は毎年毎年洗い直
していきたく、こういうことでございまして。しか
し、調査といたしましては非常に技術的な要素を
含んでおりますので、正直なところ、私どもとし
て完全に技術的にこの事務量にたえるというわけ
にまいりかねる分野もございまして、その後の
生産関係とか製造方法とかについて特に変動が
あったものについては、これは通産省にもよく詰
めるわけでございますが、そうでないものについ
ては、通産省とも協議の上、従来の比率をそのま
ま踏襲をする、こういうものもあるわけございま
す。

○多田委員 通産省はそれを毎年見直しをしてい
ますか。

○児玉説明員 先ほど申し上げましたようなサン

ブル的なものでございますが、毎年見直しはいたしております。

○多田委員 そのサンプルの典型のポリエチレン、ポリプロピレン、これが昭和四十五年のデータでやっているというんじやありませんか。それでどうして毎年見直しをしたことになるのでしょうか。普通の勤労者の家では、千円上がつてもびた一文欠かせない税金がかけられているのです。(発言する者あり) 委員長、注意してください。

○伊能委員長 静粛に願います。

○多田委員 ところが、大企業に対しては課税ではなくして非課税にする。このことをたいへんあいまいにしている。だからこそ政府と業界とは癒着しているんじゃないかという、こういう問題さえ提起されるのです。

それからもう一つ伺います。昭和二十三年にこの非課税品目が定められて、あれから見ると原材料、労務費、これはもうたいへん上がり方です。他方電力は昭和三十年以来変わっていないんです。当然コスト中の比重は大きく下がっているはずですけども、こういう点も調べていますか。これは通産省とそれから自治省から伺いたい。

○児玉説明員 先ほども申し上げましたサンプル調査の場合には、そういうような変動要因をも十分注意しながら調査をいたしております。

○多田委員 自治省、どうですか。

○山下政府委員 先ほどお答えいたしましたように、通産省と資料を相互に突き合わせながら検討いたしておりますので、御指摘のような面もコストとしては考慮のうちに入っていることになると思います。

○多田委員 突き合わせていることを私は否定しないけれども、先ほどからも繰り返して言っていますが、突き合わせている資料が四年前のものでやっていると。それが適正かどうかということはもうだれでもわかることなんです。

私はせんだって四日市に行って、この問題、詳細に調べたんです。たとえば四日市の三菱油化、ここで私は幹部にも会いました。今日電気料がど

昭和四十九年三月十九日

れだけの比重を占めているか。もちろん言いませんでした。しかし、市の当局でももう五割を割っているのではないかとこの疑問を持っているのです。当然なことですが、電気料は二十年間据え置きで、資材、労務費が非常に高騰しているのですから、この二十年間、倍や三倍じゃきかないのです。この事実を見ても、皆さんの洗い直しというものが一体どういうものなのか、これが私ははっきりしてくると思う。確かに、いまの石油化学だけではなくて、近代工業は非常に複雑です。相当の技術と、それ以上にもっと勇気の要ることです。企業のやり方を変えて、ほんとうに点検するということは勇気の要ることです。私は、いまの質問のやりとりを見ていても、そういう勇気をお持ち合わせじゃない。そうしてほんとうにそれを厳正に調べるという、そういう立場でもないということがはっきりしたのです。自治省、どうでしょう、これでもなお電気料について、先ほどあなたは批判的だという前向きのようなお話をされたけれども、真剣になってこれを見直すという、そういうお考えになるかどうか、これをもう一度念のために伺いたい。

○首藤政府委員 先ほどから申し上げておりますように、電気料の非課税措置の本来の趣旨に照らしまして、私どもとしては、このコストが五割以下のものでないものになりますと、これは非課税品目からははずしていくという立場は厳然としてとっておりますのでございますし、またいろいろ不備な点はございまして、今後ともそういう洗い替えはあくまで貫いていくという態度は持ち続けていくつもりでございます。

○林(百)委員 ちよっと関連。通産省にお尋ねしますが、いま多田議員も尋ねたのですが、そのサンプル調査というのは昭和四十五年以後はやっていないのですか。それはいま言ったように、労賃だとか資材費だとかいろいろの要因がずっと変わってきておりますから、その中に占める電気料あるいは電気料の必要な費用の比率というのは変わっているはずですがね。四十五

年以後全然調査していないというのはおかしいんじゃないですか。そこをもう一度はっきりさせてください。

○児玉説明員 これの全品目にわたります網羅的な調査というものは実はたいへんな作業なのでございまして、そういうものは四十五年にたいへん大規模に調査は実施されました。その後、では何にもしないで行くのかということでございますが、やはり品物によりましては常時見直しをしていかなければならぬものもございしますので、そういう変動の予想されるようなものにつきましては、できるだけ私どもで問題意識のあるものを拾い上げましてサンプル的な調査はいたしております。

○林(百)委員 そうすると、先ほど多田議員の質問されましたポリエチレンとポリプロピレンですが、これはやっていないのでしょうか。

○児玉説明員 これはいろいろ御意見もございまして、四十五年から八年ぐらいまでの間は、確かにその賞金の問題もございまして、先ほど御紹介がございましたように、八割とか七割とかというコストの水準で電気料金が推移いたしておりますし、技術的にも特に大きな変化があったわけでもないということでございます。格別には調査の対象にいたしていません。

○林(百)委員 そうすると、自治省としては、毎年洗い直すと言われたけれども、通産省のほうから四十五年以後はたいした変わりがないということとがあれば、それはそのままにして非課税品目の中にいれていく、こういうことになるわけですか。

○首藤政府委員 私どももいたしまして、一々、変わっていないか、変わっていないかという念を押して、資料等を見せられて調査をするわけでございますが、非常に科学的な、事務量の要る問題でございますので、特にあまり大きな変動がないという御説明であれば、正直なところ、そうかなというよりほかに扱いようがなかったということでありまして、通

産省、先ほども言いましたように、地方財源としては、重要な財源が約五百億もこれで減税になっているわけですね。したがって、自治体としては重大な関心を持っているものであって、通産省はどういう観点でそんな四十五年で、あとはたいした変わりがないというようにすることでサンプル調査をしないか知りませんが、これは地方財政にとつては大きなフアクターになりますので、やはり毎年毎年調べられまして、そうして自治省に正確な資料を出して、もう五割以下になった場合は非課税品目からははずすものはないかと、そういう出入りがあっていいと思います。もう少し正確に調べられて、そうして、いま窮迫している地方自治体の財政的な資源にこたえるような努力をしてもらいたい。いま質疑を聞いていてつくつくそう思うのですけれども……。

私の関連質問はこれで終わります。

○児玉説明員 御趣旨を体しまして、自治省とも十分連絡をとりながら、今後できるだけ調査の範囲を広げていくようにしたいと思っております。

○多田委員 もう一つちよっと通産省に伺いたいのですが、ナフサを熱分解して、そうして分離精製してきてくるものは一体何々ですか。

○児玉説明員 たいへん技術的な御質問でございますので、私もしろうとでございますので自信はございませんが、化学関係の本によりますと、ナフサを分解いたしますと、エチレンとかプロピレン、ブタン、ブチレン、イソブレン等ができるというところになっております。

○多田委員 いま、できたナフサからそれらの製品が出るわけですけども、電力の使用量、これは一貫過程から出るわけですが、これを振り分けていると思うのですけれども、どういうような振り分け方をしていますか。たとえば全留分——全留分というのは、エチレン、プロピレン、それからブタン、ブチレン、そのほかトップガスその他が出るわけですけども、全留分に振り分けているのか、それともエチレン、プロピレン、ブタジエンの三留分に振り分けているのか、その比率を

言ってください。——わからなければわからないでいいです。

○見玉説明員 ただいまちょっと正確にお答えできませんので、後ほど取り調べまして御返事申し上げます。

○多田委員 おそらくこれはたいへんなことだろうと思うのです。それは私もよくわかります。つまり、どれだけの電気を食ったかというところは、これはたいへんなことなんです。ところが、そこまでどんな電気の非課税分を上げていくから、もうどこにどれだけの電気を使うかわからなくなってきた。しかもそれが非課税対象品目になっちゃっているのです。こういう意味でも、自治省、真剣にこれを洗い直していかないと、国民のほんとうに批判を受けねばならない、こう思わけて。

そこで次に移りたいと思うのですが、これは自治省に伺いますが、産業用の電力料金に課税する場合に、どのように調べてそのように課税するのか。これはいまいろいろお話があったのですが、これをひとつ伺いたいと思うのです。つまり、自主申告だとかいろいろありますね。これはどういう方法で課税しているのか、言ってください。

○山下政府委員 電気税は御承知のように、一般的には電力会社から産業関係会社が購入する場合に、電力会社が特別徴収をして市町村に納入をするという仕組みになっております。それから自家発電に対する課税の分は申告によって、普通徴収によって課税をいたしております。

○多田委員 実は課税の徴収方法なんですが、これは私も、四日市、それから千葉県の市原、千葉市その他を調べてみたのです。それを見ますと、千葉市の場合は企業が自主申告をするわけですね。こういう電気ガス税申告書、これに書いて市町村に申告するわけです。これは全く自主的にやるわけです。ところがそれを地方自治体がどうチェックするのか、これができないのですよ。それが正しい申告なのか、正しくない申告なのか、それがチェックできないのです。

たとえば千葉市についていいますと、税務の係長がひまになった八月に川鉄に行く。年に一度行くだけだということです。この係長は事務系統なんです。ほとんど事務系統ですよ、どこへ行っても。電気の配線については全くのしろうとなんです。それからまたメーターについては直接見たこととはない、非課税部分用のメーターがあるかどうか明らかでない、もうこまかい部分は企業まかせである、こう言っている。それから、これは市原の場合です。市原の場合は、御承知のとおり、あそこにもコンピナートその他がありますが、ここでも税務の担当官は技術者じゃありません。そして、丸善、出光、昭電その他のこの市原にある企業はすべて、非課税電力用とその他の電力用とは同じメーターで測定しているというのです。そして一定の比率で案分しているというのです。出光はコンピューターでやっているから行っても全然わからない、こういう状況なんです。しかも、市原では非課税分が十億六千七百万あるのです。こういうふうな徴収方法がやられているのですが、これを一体自治省、御存じでしょうか。

○山下政府委員 申告書のチェックにつきましては、たとえば、いま御指摘がありましたように課税分と非課税分と区別しなければならぬような場合におきましては、メーターが分けてあれば問題がございせんが、ない場合には、製品あるいは機械設備の使用電力量、稼働状況等で推計をいたして区分をいたしておりますので、御指摘のように、専門的な知識のない市町村の職員がチェックする場合に、市町村独自の判断として十分な知識がない場合もあるかと思ひます。この点については、申告をします企業の申告をまず信頼するしかないわけでありまして、できるだけ市町村職員にそういう事務に対する研究をしてもらいまして、チェックの正確を期してまいりたいと思ひております。

○多田委員 企業を信頼するということですが、先ほど来の五多系もそうなんです。つまり企業を信頼して、そして皆さんが十分な立ち入りやその他の調査もできない。すべてあきらまかせ、あなたまかせ、こういう状況になっているわけなんです。ですから問題は、むずかしい技術とか何かというだけじゃないと私は思うのです。これは、国会でも大企業の原価を明確にしろとか販売価格を明確にしろという追及をされましたけれども、ほんとうに政府がそこまで立ち入って見るというかまえばなければ、地方自治体には人の制限もありますし、できなくなってくる。だから、私も前から、国会に大企業のそういう中身をチェックできるような機関をつくれといっているのは、単に国会だけでもって調べるというだけじゃなくて、地方自治体自体が適正な課税や非課税措置をとれる、そういう条件をつくるためなんです。自治省として、それを企業まかせではなくして、もっと厳密に課税や非課税を調査する、そういうことについてどういう案をお持ちでしょうか。

○首藤政府委員 御指摘のように、徴税の実態としてはなかなかむずかしい問題がいろいろあるわけでございますが、私も似たしましては、市町村の徴税職員のできるだけの研さんをお願いをして、そういった仕分けについて適正を期するようには、また出かけていきました際も当を得た検査ができるように、しかも、そういったものを一市町村だけでというわけになかなかまいりませんものだから、たとえば自治大学等の研修そのほかの機会も通じまして研修をしていただく、こういったような努力を重ねるよりはかたにしかたがない、またそのようにいたしたいと考えておる次第でございます。

○多田委員 ちょっともう少し聞きたいのですが、自家発電用あるいはまた電力会社の集じん機、これは非課税対象になるのですか、それともどうですか。直接生産にかかわりはないものなんですが……。

○山下政府委員 御指摘のように、自家発電者が発電のために直接使用する電気は非課税になっております。この点につきましては、実際の扱いといたしまして、直接的であるかどうかという判断

を加えながら判定をするわけでございますが、集じん機等につきましては、実態をよく見てみなければわかりませんが、かつて発電を石炭でやっていたときの行政取り扱いといたしまして、そういったものを非課税という扱いにした例もござい

ます。これは申し上げるまでもなく、自家発電のための電気を非課税にするのは、二重課税になるという点もございまして、そういうことを考慮しながら判断を下してきているわけでございまして、実態をよく見て個々に判断をしなければならぬ問題であらうかと思ひますが、先ほど申しましたように、石炭発電による集じん機を非課税扱いにしている取り扱いがございまして。

○多田委員 どうも歯切れが悪いのだけれども、その前にちょっと通産省にお聞きしたい。総電力の中で工業用の自家発電、これはどれだけ占めますか。

○中井説明員 お答え申し上げます。

約一五五程度であらうかと思っております。

○多田委員 私の手元の資料を見ますと、自家発電ですが、かなり高い比重を占めているのです。たとえば新日本製鉄の場合は、これは一九七一年度の例ですが、約三分の一、それから三菱化成は半分——一々あげていたら切りがありませんが、大企業の場合はいま自家発電をかなり大きくしてきているのです。場合によっては半分、三分の一。そこで、自家発電の集じん機、これはさっき御説明がありましたけれども、東京電力では全部これが非課税になっているのを御承知ですか。

○山下政府委員 実はまだ実態について承知いたしておりません。調べました上でお答えさせていただきますか。

○多田委員 電力の場合は公害問題も含めてやっていた、こう言っているのです。しかもこれは非課税になっていないのだ。ところが、私の調べによれば、新日鉄の君津製鉄所、この自家発電も非課税になっているのです。それから川崎の場合は電力は非課税にしているけれども、その他の企業については課税しているのです。こういう食い違い

昭和四十九年三月十九日

があるのです。つまり、自家発電というのはいっ
はこれは死角になっておるのですよ。しかも、先
ほど言ったように、工業への総電力の中でいま一
五〇と言ったけれども、大企業の場合は三〇〇、
四〇〇。これも私の行った四日市の三菱油化の場
合は自家発電が半分なんです。約八万キロワット
と書いていました。つまり、電力会社から買う電
力については非課税として、これを免除してもら
う。自家発電についてはそういう集じん機その他
についてもあいまになってる。電力会社もそ
うです。

これをひとつづつ調べて、委員長、資料として
これを出していただきたいと思います。つまり、
り、自家発電の現状、それから特に集じん機を中
心にして非課税、課税、これをひとつづつ調べて出
していただきたいと思います。

時間がだんだんなくなってきましたので、先へ
いきたいと思ひます。

次に、これは自治省にお伺いしますが、先ほど
もらった資料で、国の租税特別措置による地方自
治体へのね返り、これも出ておりますが、地方
税の特別措置による減収額の中で、電気ガス税の
非課税分による減収、これはどのぐらいの割合に
なるでしょうか。

○首藤政府委員 地方税の特例措置の中で占めま
す比率は、ちよつと端数が正確でございませ
んが、約二割五分、こんな見当だと思ひます。

○多田委員 私の計算によれば四十八年度で二六
・六〇、これだけのものが非課税になってるわ
けです。

そこで私、これは自治省に伺ひたいのですが、
四日市の、非課税対象になってる製品をつ
くっている企業と、その企業の非課税額、課税
額、これを述べていただけますか。

○首藤政府委員 四日市の場合、四十八年度の見
込み額でございしますが、税の総額が九十二億余り
ございしますが、その中で電気ガス税が五億七千万
円程度、非課税の電気ガス税がおそらく六億四千
万程度になるのではないかと考えております。

○多田委員 私、四十八年の資料をちよつと持つ
ていないのですが、四十七年を見ますと、課税分
が一億七千八百万、それから非課税分が五億七千
八百八十万、昭和四十七年です。若干の食い違い
があるかもしれませんが……。

そこで、どういふ企業が非課税対象になってい
るか。それからその各企業の非課税額、これをひ
とつ述べてください。

○首藤政府委員 四日市にあります非課税電力を
使っておりますおまな会社でございしますが、三菱
油化、三菱化成工業でございしますが、それから協
和油化、日本合成ゴム、こういったたぐいの会社
だと思ひます。会社ごとの金額はごかんべんをい
ただきたいと思ひます。

○多田委員 いまあなたが言われたほかに、私つ
け加えましょう。味の素、石原産業、協和油化、
クラレ油化、高純度シリコンその他等々、二十に
近いのです。

そこで、いま企業ごとの金額はかんべんしてほ
しいということだったので、それはどういふ
わけですか。

○首藤政府委員 私ども、税に携わる者といまし
ましては、納税義務者の立場も考慮いたしまし
て、個々の会社ないしは個人の個人、こういうも
のの納税額についてはなるべく公表しない、こう
いう立場をとっておるからでございます。

○多田委員 この間のこの委員会でも、私どもの
林議員の質問に対して、たとえば日本タミナル
企業の非課税分は幾らだと聞いたら、一千数百万
と答えましたね。それから電子計算機、この非
課税分、それからその企業名もあなた方は資料と
して出すと言った。四日市の分についてはどうし
てお出しになるのでしょうか。それは、ある企
業によつては出すけれども、ある企業によつては
出さないということですか。それとも、ある議員
には出すけれども、ある議員には出さないといふ
ことですか。すでにやっているとあるじゃあござい
せんか。それを伺ひたい。

○首藤政府委員 どちらでもございせんので、先

ほど申し上げましたように、納税義務者の立場も
考慮いたしまして、できるだけ個別な発表は差し
控えたい、こういうこととございします。先ほど電
子計算機のお話もございましたが、あのときも、
全体の金額、それからおまな会社名、そういうも
のについて調べましてお答えを申し上げますと、
このように申し上げたつもりでございます。

○多田委員 昨年来の狂乱物価、それからインフ
レ、そういう中で企業の代表が国会に呼ばれて、
参考人ではあるけれども、いろいろ追及されてき
るかというところも国民の中に広く知れ渡ってき
てる。そして、原価をばりさきさきと吐き出
すという声も大きな世論になってきている。そう
いう中で、過去、昭和二十三年来、二十数年にわ
たつていろいろな恩恵を受けた大企業が実はこの
狂乱物価を引き起こした張本人であるということ
もはつきりしてきた。ところがこれをさきさきとも
の、いま言った電気ガス税を非課税にするとか
あるいは固定資産税についてまけてやるとか、そ
ういうさまざまな恩恵によつて蓄積をしてきたわ
けです。いまそれに対してメスを入れるというこ
とは国民の声なんです。家庭の個々の実情をこ
で発表してくれと言っているんじゃないのです。
まさに大企業は公的なものになっているんです
よ、あなた方が国から援助しているんだから。国
から援助ということは、企業は国民に責任がある
のです。私はそういう意味でも、政府が思ひ切っ
て、せめて電気ガス税の非課税分、各社幾らかと
いうことぐらい発表する権利も義務もあると思
う。そういう意味で、ここでもし発表できないの
であれば、あとで資料としてでも出していただい
るかどうか、それを伺ひたい。

○首藤政府委員 私ども、税に携わります者の微
税上のいろいろの道義的な問題もございしますの
で、個別の会社につきましても金額を出さしてい
ただくことは御容赦をいただきたいと考えており
ます。

○多田委員 それでは私のほうから言ひましょ
う。四十七年度の私どもの調査によれば、先ほど
言つたように四日市で会社としては十六社、工
場としては十八、全部超一流の会社です。この
課税分が一億七千八百六十一万五千円、非課税分
が、もう一度言ひますが、五億七千八百八十六万
三千円です。たとえば三菱油化の場合に、あそこ
の四日市に三工場ございしますが、この課税分は六
百一十八万八千円です。しかし非課税分は何と二億九
千二百九十万円に達するんですよ。まさに課税分の
五十倍です。それから味の素、七百七十八万の課
税分に対して六百六十九万。これは一々言つていた
ら時間がありませんが、このことはこの間の四日市
の市議会でもこれが追及されて、市の当局者も否
定はしてないのです。私どもは四日市に行つて
工場の幹部にも会いました。先ほど言つた五五の
問題も含めて聞いたけれどもイエスともノーとも
言わない。感觸としては私どもの追及のほうに正
しいと感じた。

こういうことは市民にどんなにかわつてくるの
に、あなた方は課税された者の立場を守るといふ
ことで発表なさらない。しかも、その課税された
者というのは何なのか。まさに膨大な利益をあげ
てきて、そして今日、国民の血税でもつていろい
ろさきえられてきて、当然国民にお返ししなけれ
ばならない企業なんです。そういう政治姿勢だか
ら、政府が財界と癒着しているのじゃないか、通
産省はそうなっているのじゃないか、そういうふ
うに言われるのですよ。私は、せめてこのくらい
のことはいま発表しないと、国民の政府や行政に
対する不信感は一そう強まっていくだろう、こう
思うのです。

そこでもう一度ちよつとお伺ひしますが、あな
た方の論法でいけば、四日市のこれらの企業の
固定資産税の特別減免額、これについてどれくら
いかわかりになるでしょうか。わかつたら教え
てください。

○山下政府委員 四十八年度の償却資産について
申し上げますと、償却資産に対します課税総額が

二十三億でございまして、それにかかる軽減額が三億七千八百万、一四割に当たっております。

○多田委員 先ほど言った四十七年の同市の電気ガス税の非課税分が五億七千万、それから償却資産の特例減免が、これも四十七年で一億五千万、それから、これは四十六年ですが、固定資産税の特例減免ですね、これが一億一千六百万、あの市で八億四千万です。もう少し立ち入って言いますと、三菱油化の場合、電気ガスの非課税分が四十七年は二億九千万、それから四十六年の固定資産税の特例減額が五十六十三万、締めて三億四千万、このほかに国の減免措置や地方税による減免を加えればさらに巨大になることははっきりしているのです。

（委員長退席、中山（利）委員長代理着席）
そこで自治省に伺いますけれども、三菱油化の場合、やみカルテルで公取の摘発を受けたのですが、この企業の四十七年、四十八年の決算状況について述べてください。

○首藤政府委員 ちよとその点は自治省ではわかりかねます。

○多田委員 それではそれはよろしいです。ついでに私のほうから申し上げましょう。この石油化学業界のトップといわれる三菱油化の場合は、前の十二月決算期によるとその予想をはるかに越えて、経常利益は六十二億八千四百万です。そして前の六ヶ月に比べてみますと、半年の間に二・一四倍、これだけの荒利益をあげているのです。そうしてこれに対してさらに、もうけ隠しといわれる有税償却九億三千万、それから退職引当金の有税引き当て六億五千万、これを加えると実際の経常利益は実に七十八億六千四百万、前期の比で二・七倍、こういう荒かせぎをしてきているのです。これだけの利益をあげてきている会社が、先ほど言った、四十七年度で三億近い電気ガス税の非課税という恩恵を受けているのです。

私はもう一度自治省にお伺いしたいのはここにあります。こういう内容がわかればわかるほど、電気ガス税の非課税分を撤廃していくということ

はいよいよ合理的で、しかも地方自治体の要望にこたえられるのだ。なぜなら、地方自治体が知事会や市町村長会でこれを要望してきているのです。どうでしょうか。

○首藤政府委員 電気ガス税の非課税品目となるだけ縮小していくという点につきましては、全く私も同意見でございまして、そのような方向で今後とも十分努力を重ねてまいりたいという点は前もお答えを申し上げたとおりでございます。

○多田委員 これは通産省に聞きますが、ともかくと、昭和二十三年以来二十六年にわたってこういう非課税対象がされてきたわけけれども、たとえば石油業界についていっても電気税の非課税が必要だと思いませんか。

○児玉説明員 先ほどの御議論で、電気ガス税を存置するという前提に立ちますとそういうこととなるわけでございますが、実は通産省は昭和三十年代から一貫いたしまして、電気ガス税につきましましては、国民生活の基礎、産業活動の基礎をなすエネルギーに対する課税であるということことで、できれば撤廃、すぐにできない場合には段階的にこれを廃止していただきたいという要望を毎年自治省にお願ひしているわけでございます。そういう意味合いでは、むしろいまの免税の品目をもとに戻すというのではなくて、国民生活の関連のものも含めまして、あるいは現在課税されている産業も含めまして、自治体に急激なショックがないような方向でこういう税がだんだん解消していくことを強く希望している次第であります。

○多田委員 政府はいま、この石油危機を契機にして、総需要の抑制、そうして公共投資の抑制というところで、それが実際に地方自治体にいきますと学校、幼稚園、この建設さえ手控えるという状況が数多く出ていることは、当委員会における質問その他でもこれは明確になってきている。それから、この石油危機を前にして、そうして今度のまた大幅な値上げを契機にして、政府の中であらためてまた、省資源型の産業を振興しなくちゃならない、こういうこともいつている。一体これが

できるのだろうか。総需要の抑制がほんとうにできるのだろうか。それからまた省資源型の産業を立地させていきたい、あるいは振興していきたいというけれども、これができるのだろうか、私は疑問なんです。

（中山（利）委員長代理退席、委員長着席）
最近、油がなくなったという、またさるこの石油業界は強腰になってきている。鉄鋼の計画を見たらさきさき減らす方向じゃないですよ。私はそういう意味で、真剣になって省資源型の産業を育成しようと思うのならば、これを単に口先で言うだけではなくて、税制の面でも思い切った措置を講じないと押えることはできないだろうと思うのです。そういう意味で、私はその第一歩として、本来であれば本年からも、これらの大企業に対する五百二十四億に及ぶこの非課税分を撤廃して押えていく、そういうことはだれが考えても常識として思いつくことではなかったのか、なぜそれができなかったのか、私は疑問なんです。五百二十四億といえ、知事会でいっている超過負担二千億のまさに四分の一なんです。四年間で解消して地方自治体に恩恵を与えることができるのです。どうでしょうか、少なくともそういう、今日の政府がいつている方向から見ても私はそれが妥当な方向だと思ふのですが、これは通産省、自治省の意見を伺いたいと思う。

○児玉説明員 省エネルギーを進めるといふ点につきましましては、全く先生の御意見に同感でございます。ただ、その省エネルギーの問題の進め方にはいろいろあるわけでございます。いずれにいたしましても、エネルギーというのは先ほども申し上げましたように、国民生活、産業活動の基本をなす財でございます。こういうものににつきましましては、ただいまのような高エネルギー時代におきましても、極力これが安い価格で大ぜいの人に供給されるようにするのがいいことは間違いないと思ふわけでございます。そういう意味におきまして、省エネルギーのための施策はいろいろな形で講ずべきであると思ひますけれども、省エネル

ギーのために、そのエネルギーの消費に対してあえて課税をするという形のものにつきましましては、先ほどから申し上げておりますように、通産省はそういうような税は不適当であるということ、長年自治省のほうにお願いしておりますので、別な措置のほうがいいのではないかとというように考えております。

○首藤政府委員 電気税の非課税措置をできるだけ縮小していくという点は私どもの日ごろの念願であり、また今後とも努力をするところであるという点は申し上げたとおりであります。本年度も、実は最初に御指摘がありましたように、この点につきましましての努力をいたしたのでございますが、主として、税制ができ上がりますところ非常に物価が高騰いたしましたので、電気税の非課税措置の撤廃がそういった物価引き上げの動向に拍車をかけるのではないかとといったような批判もございまして、ついに実現をいたしました。これは私は残念に思っております。次でございまして、しかし、私どもとしては、こういった非課税はできるだけ縮小していくべきだという考え方は依然として持っておりますので、この点については今後とも努力をするつもりでございます。

なお、電気ガス税そのものにつきましての問題は、絶えず通産とも議論をするわけでございまして、私どももいたしましては、この電気ガス税は市町村税として非常に普遍的で、しかも適当な税目である。所得課税を補完するといった意味でも、ぜひいまの地方財政にはなくてはならぬ税金である、このように考えていることを付言申し上げたいと思ふ次第でございます。

○多田委員 最後に、いづれにしても、先ほど省資源、それから総需要の抑制と言いましたけれども、油を中心にしても異常な高度経済成長をやつてきた。その矛盾がいま火を吹いてきているわけですよ。石炭を取りつづし、そして日本の産業の動脈をあらまかせにしてしまつて、それからこのほんとうの反省もなくして、またメジャーやその他の圧力でもって上げていく。二国間の

取引にすらもメジャーはくちばしをいれてきてい
るのです。そういうものを根本的に改めないで電
気料金を上げる、あるいはまた石油を上げてい
く。この行く道はまた同じなんです。だから私ど
もは、抜本的に変える意味でも思い切った措置を
講じなければならぬという立場から言っている
のです。これは冒頭述べたとおりです。

それから課税のしかたを見ても、五歩条項と
いったってあいまいである。それからその徴収の
方法も不十分である。一般庶民の税金の徴収とは
違ったやり方なんです。だからそういう不当な非
課税はもう撤廃したほうがよろしいということ
を私は強く主張したいわけです。そういう意味で、
先ほど来自治省も若干前向きな意見もございま
したが、私は思い切ってそれを前進させて、そう
して撤廃の方向に持っていくように再度またお願い
しまして、私の質問を終わります。

○伊能委員長 次回は、来たる二十二日金曜日、
午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会
を開会することとし、本日は、これにて散会いた
します。

午後三時五十五分散会